

佐々町こども計画

令和7年3月

佐々町

目次

第1章 計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
4 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
5 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
第2章 佐々町のこども・子育てを取り巻く現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
1 人口等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
1) 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
2) こども数等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8
3) 出生数・出生率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
4) 合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
5) 婚姻等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
6) 支援が必要なこどもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
7) 子育てや発達に関する相談件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果・・・・・・・・	P14
3 子どもの生活状況調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	P32
4 こども・若者の意識調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	P49
第3章 第2期計画の主な取組状況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P50
1 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績・・・・・・・・	P51
1) 教育や保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	P51
2) 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	P52
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	P54
基本目標1) こどもが遊び学ぶための場と機会づくり	P54
基本目標2) こどもを守る	P55
基本目標3) 地域で育てる	P56
基本目標4) 子育て支援体制の充実	P57
3 佐々町を取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・	P58

第4章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P59

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ P60
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P61
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ P62
- 4 SDGsの理念を踏まえた取組について・・・・・・・・ P63

第5章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ P65

- 1 “ひとりひとりに寄り添う” 佐々モデルのさらなる展開・・・・・・・・ P66
 - 1) 社会で支えるこどもの貧困対策・・・・・・・・ P66
 - 2) 障がい児支援や医療的ケア児などへの支援・・・・・・・・ P68
 - 3) 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援・・・・・・・・ P70
 - 4) こどもや若者の自死対策、犯罪などからこどもや若者を守る取組・・ P72
 - 5) こどもや若者の生活基盤の支援・・・・・・・・ P73
- 2 多様性を喜んで受け入れる“やさしい”まちづくり・・・・・・・・ P74
 - 1) 妊娠から出産、子育て期の健康の確保・・・・・・・・ P74
 - 2) 子育ての悩みや不安への支援・・・・・・・・ P76
 - 3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減・・・・・・・・ P78
 - 4) 地域で支える子育ての推進・・・・・・・・ P80
- 3 楽しみながら“自然に健康になる”まちづくり・・・・・・・・ P82
 - 1) 質の高い教育や保育の提供の充実・・・・・・・・ P82
 - 2) 教育や保育施設と学校の連携の推進・・・・・・・・ P84
- 4 持続可能な体制・取組みに向けた官民連携・・・・・・・・ P86
 - 1) 地域と連携した学校教育の推進・・・・・・・・ P86
 - 2) こども・若者の居場所づくりの推進・・・・・・・・ P87
 - 3) いじめ防止対策の推進・・・・・・・・ P88
 - 4) 不登校のこどもへの支援・・・・・・・・ P89

第6章 子ども・子育て基本法に基づく事業計画・・・・・・・・ P90

- 1 事業計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・ P91
- 2 教育や保育の量の見込み及び提供体制の確保・・・・・・・・ P91
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・・・・・・・・ P93

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P100

- 1 佐々町子ども・子育て会議答申・・・・・・・・ P101
- 2 佐々町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・ P102
- 3 計画策定までの流れ・・・・・・・・ P103

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行、65歳以上の高齢者の増加により、生産年齢人口の減少や医療や介護などの社会保障負担の増加に伴い、将来の地域社会への影響が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和5年（2023年）は昭和22年（1947年）に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万人と過去最低水準を更新しました。その要因として、非婚・晩婚化や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、こういったこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

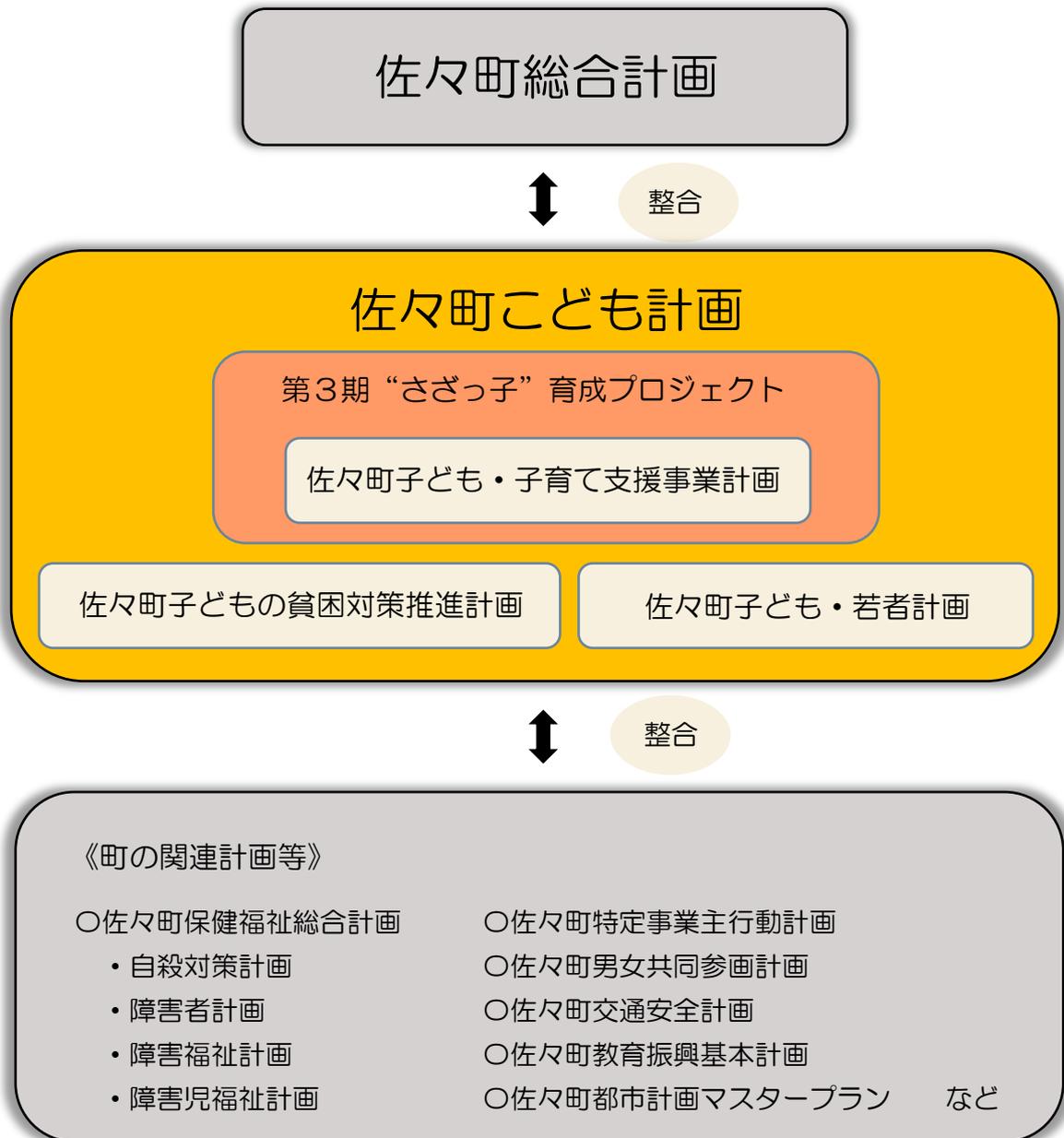
佐々町では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「第1期“さざっ子”育成プロジェクト」を策定しました、令和2年3月には、「第2期“さざっ子”育成プロジェクト」を策定し、「こどもが元気に遊び、学ぶ」、「地域で育てる」というキーワードを踏まえ、時代に即したこども・子育ての環境を目指して、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や佐々町のこどもや子育てを取り巻く現状、「第2期計画」の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子どもの貧困対策推進計画」及び「子ども・若者計画」を包含し、「佐々町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」として位置づけます。なお、佐々町子ども・子育て支援事業計画は、第3期“さざっ子”育成プロジェクトとして位置づけます。

また、町の最上位計画である「第7次佐々町総合計画」や、その他の関連計画とも整合性を図り策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和7年度から令和11年度までの5年間で推進します。その後、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

項目	年度							
	R2	～	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画期間	子ども子育て支援事業計画(第2期)			こども計画				

4 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から39歳までのこども・若者・子育て当事者及びその家族、地域、企業、行政を対象とします。

5 計画の策定体制

1) 佐々町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「佐々町子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を協議しました。

2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育や保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育てにかかるアンケート調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

3) 子どもの生活状況調査

小学5年生・6年生、中学2年生本人とその保護者を対象に、普段の生活、家庭の経済状況、必要な支援等を把握するため、「子どもの生活状況調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

4) こども・若者の意識調査

佐々町のホームページなどで子ども施策に関して意見を募集し、若者（16歳～39歳）の意見の収集を行いました。

5) パブリックコメント

町民の意見を本計画に広く反映させるため、本計画を策定する過程で計画案をホームページなどで公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

期間：令和7年2月10日（月）～令和7年2月23日（日）（14日間）

意見数：10件

第2章 佐々町のこども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の動向

1) 人口の推移

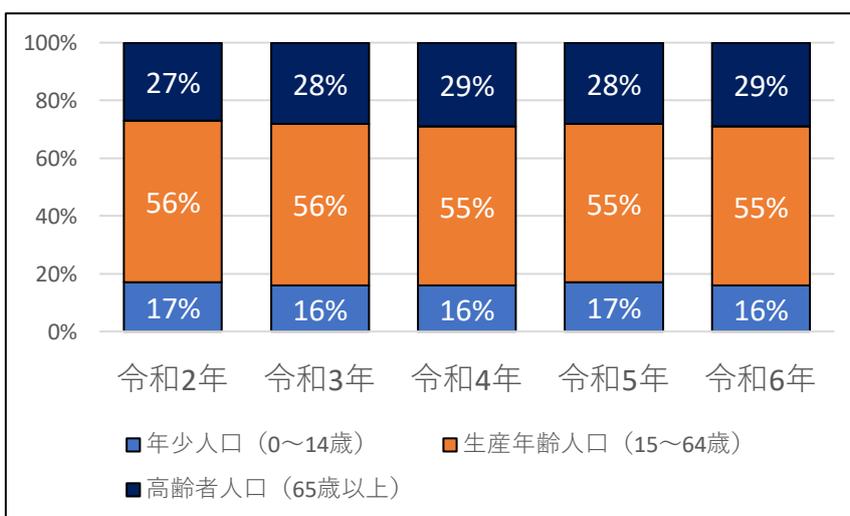
佐々町の総人口は、近年、14,000人前後のほぼ横ばいで推移しており、令和6年3月末時点で13,866人となっています。しかし、高齢者人口（65歳以上）の割合は、年々上昇傾向にあり、今後も高齢化が進行するものと予想されます。

【総人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末）

【年齢3区分人口構成比】



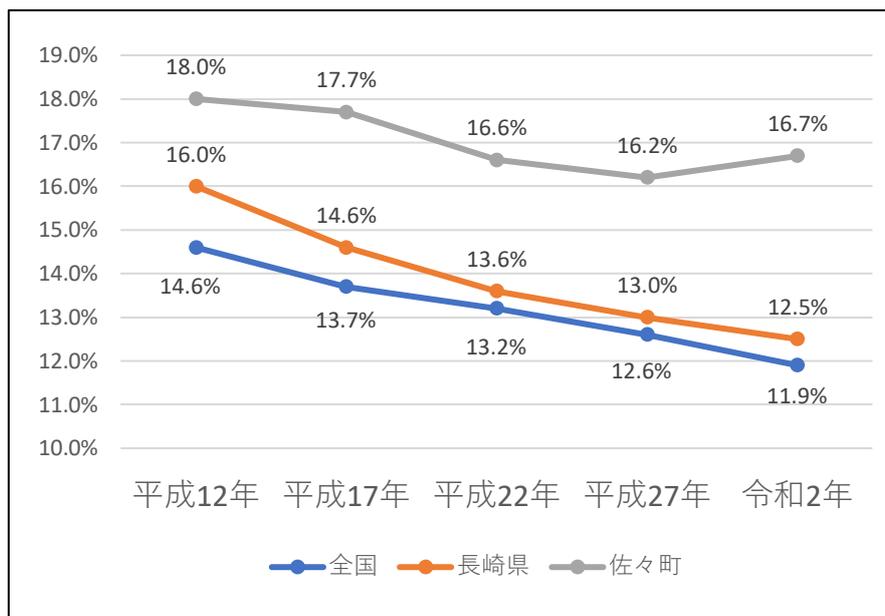
資料：住民基本台帳（各年3月末）

2) こども数等の推移

佐々町の年少人口は、全国・長崎県の平均と比較すると高く、全国と長崎県共に減少が進んでいる中、同様に平成12年から平成27年は減少しているものの、令和2年は増加しており、年少人口の減少は緩やかなものとなっています。

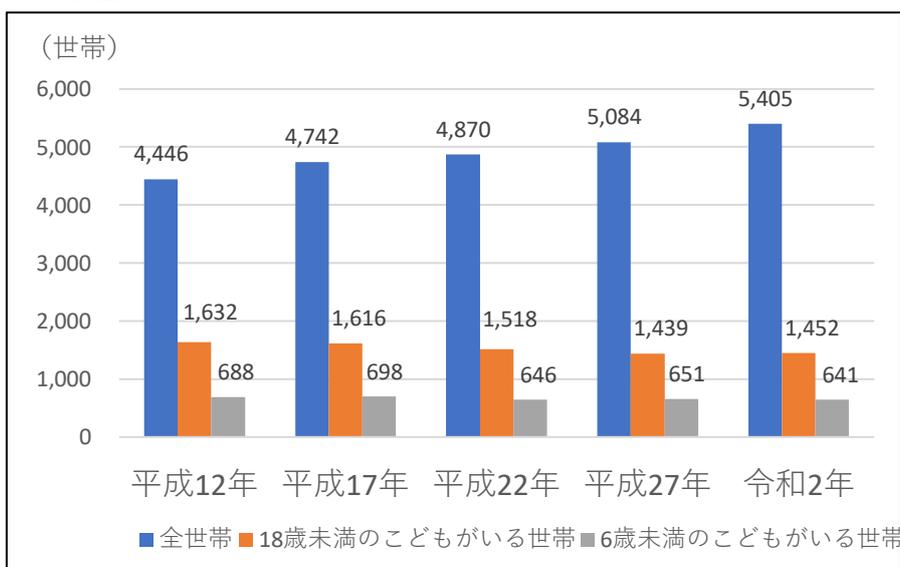
また、世帯数は増加しているものの、こどものいる世帯は減少傾向にあります。

【年少人口割合の推移】



資料：国勢調査

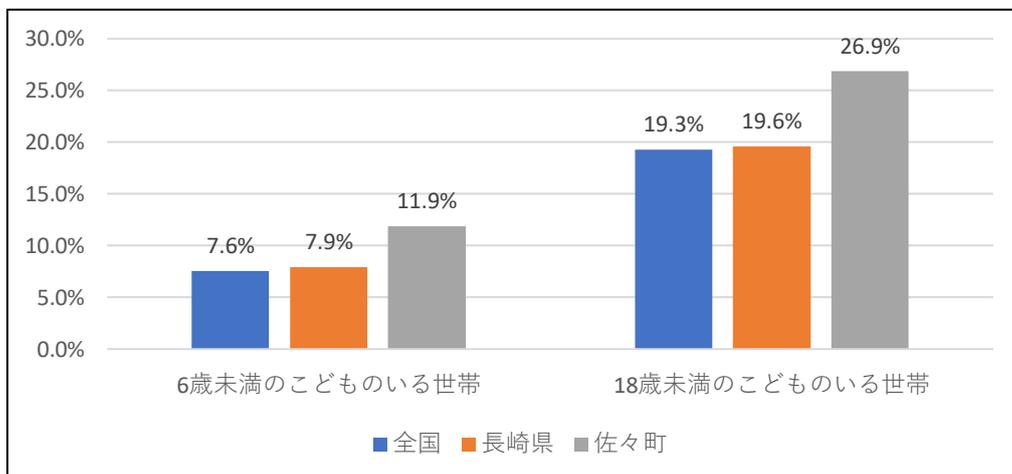
【こどものいる世帯数の推移】



資料：国勢調査

佐々町のこどものいる世帯割合を長崎県、全国と比較すると、6歳未満のこどものいる割合は、全国や長崎県と比べてこどものいる世帯の割合が高くなっています。

【こどものいる世帯割合の比較】

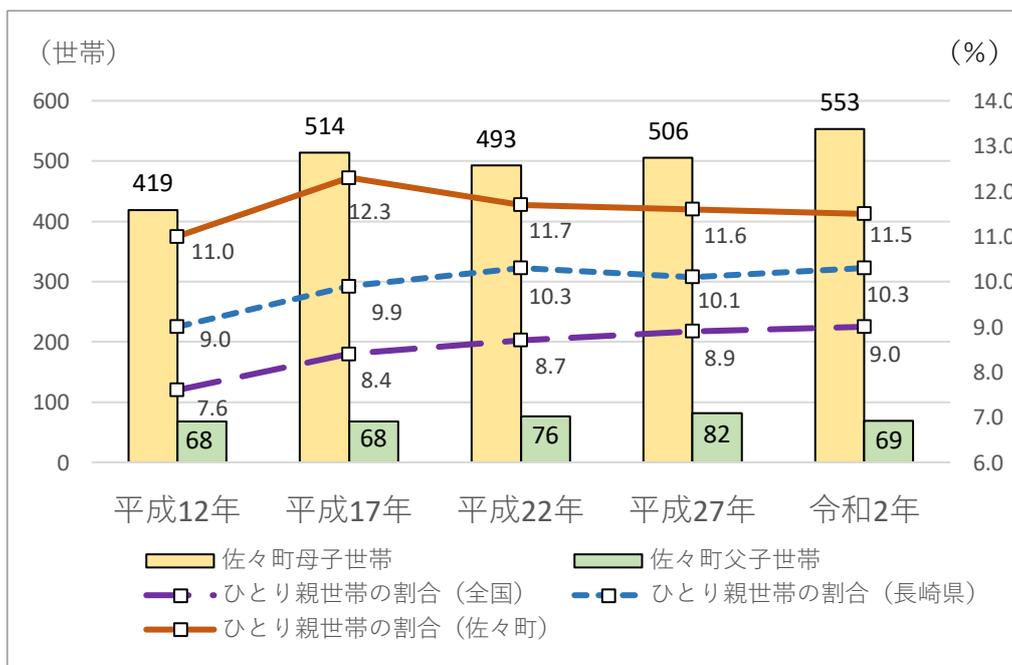


資料：国勢調査（令和2年）

佐々町のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は増加傾向にあります。一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は平成17年をピークに減少傾向にあります。

また、ひとり親世帯の割合が全国や長崎県と比べて高い傾向にあります。

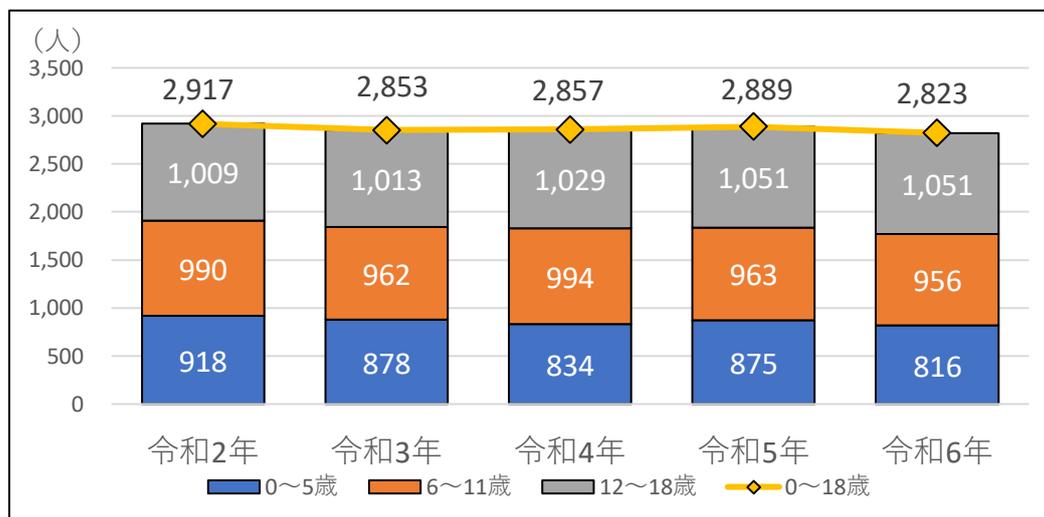
【ひとり親世帯数の推移】



資料：国勢調査

佐々町の0～18歳人口の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて12～18歳人口は42人増加していますが、0～5歳人口は102人、6～11歳人口は34人減少しています。

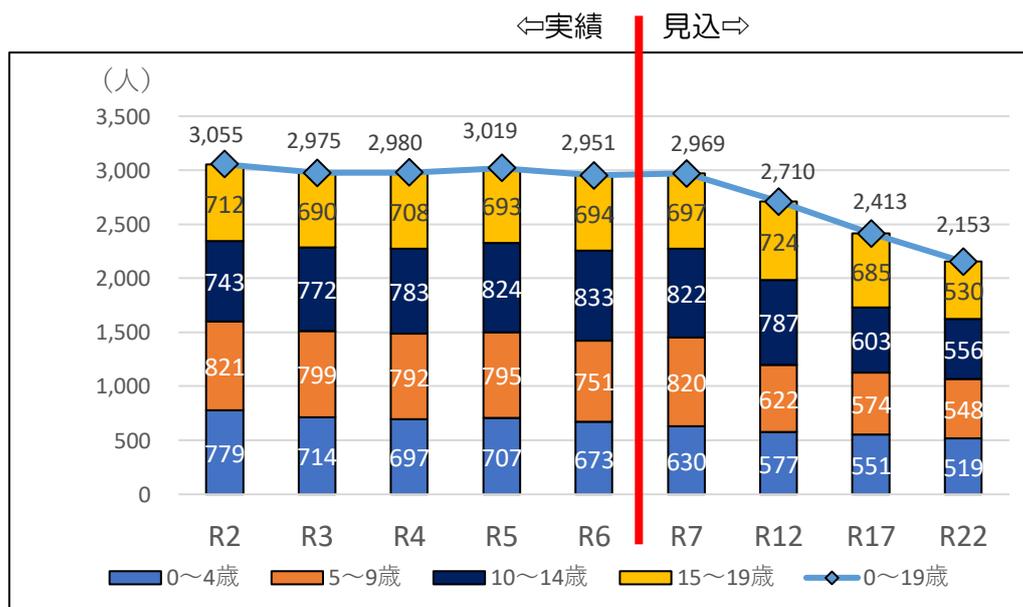
【0～18歳人口の推移】



住民基本台帳（各年3月末）

佐々町の0～19歳の将来推計人口をみると、令和7年以降人口が減少していき、令和7年から令和22年にかけて816人の減少が見込まれます。

【0～19歳人口の将来推計】

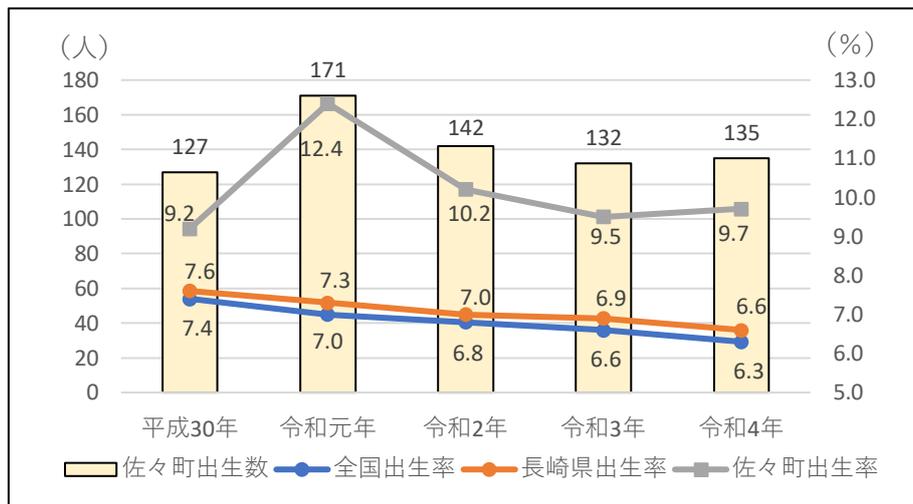


資料：住民基本台帳（各年3月末）、国立社会保障・人口問題研究所

3) 出生数・出生率の推移

佐々町の近年の出生数をみると、令和元年は171人と突出して多く、令和2年以降は一定の出生数を維持しています。人口千人に対しての出生率は全国や長崎県が減少している状況と比べて高い傾向にあります。

【出生数・出生率の推移】

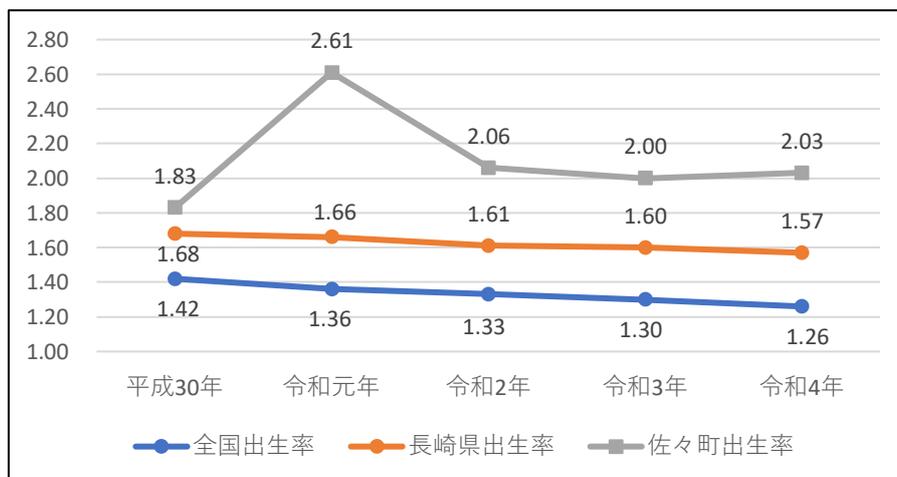


資料：長崎県衛生統計年報 ※出生率は人口千対

4) 合計特殊出生率の推移

佐々町の近年の合計特殊出生率をみると、令和元年は2.61と突出して高く、令和2年以降も人口を維持するために必要な2以上の数値を維持しています。全国や長崎県が減少している状況と比べて高い傾向にあります。

【合計特殊出生率の推移】

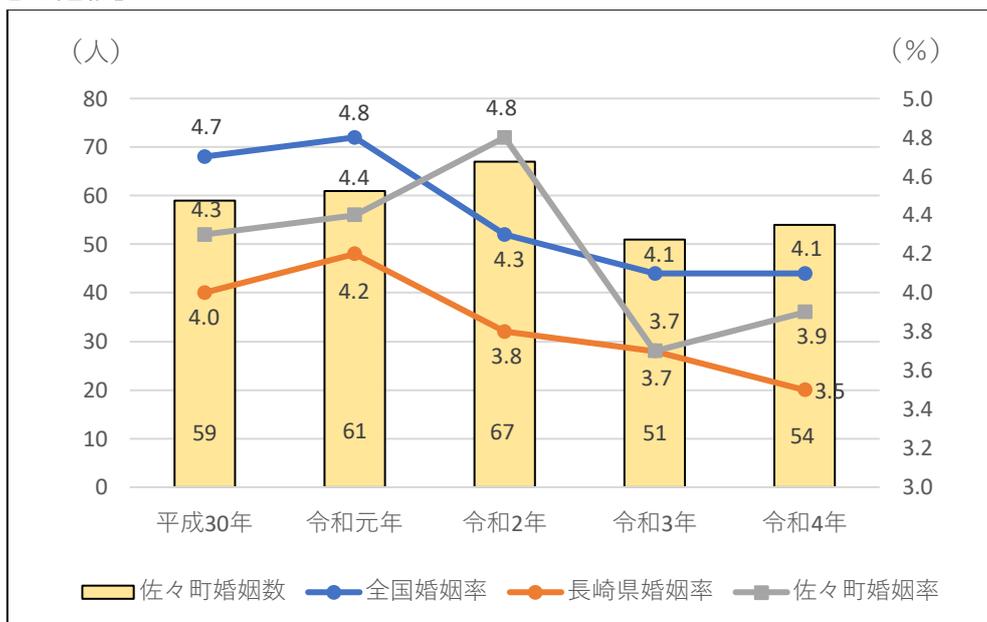


資料：長崎県衛生統計年報

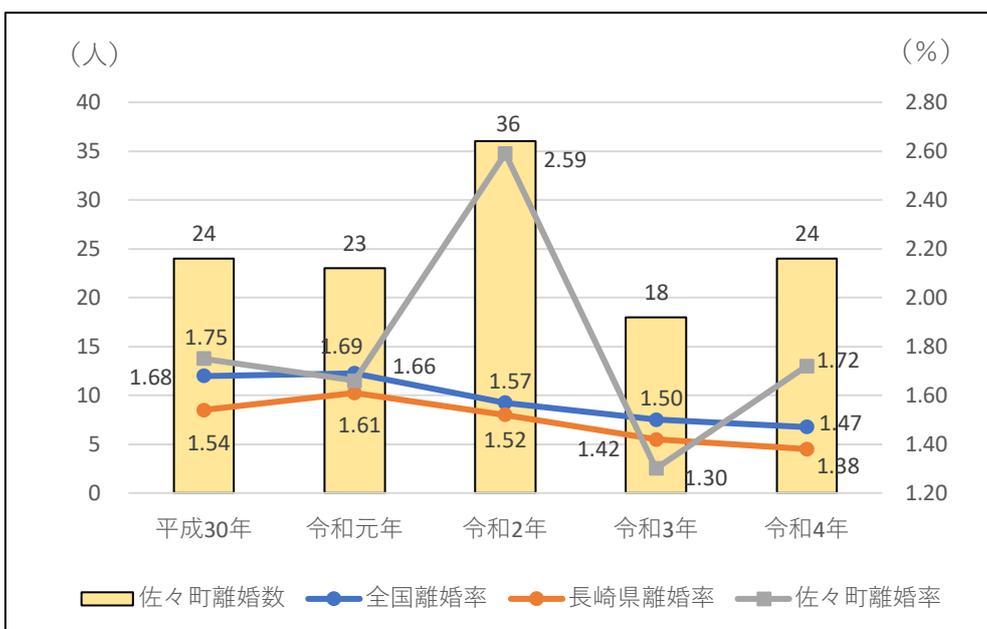
5) 婚姻等の状況

佐々町の近年の婚姻数をみると、令和2年までは上昇傾向でしたが、令和3年は51件と減少に転じています。一方で離婚数は令和2年が36件と多く、令和3年は18件と減少しています。

【婚姻の推移】



【離婚の推移】

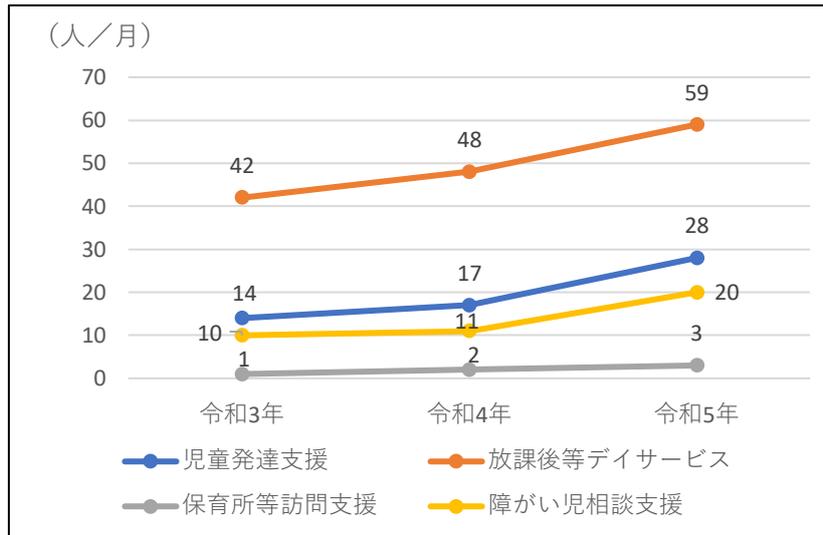


資料：長崎県衛生統計年報

6) 支援が必要なこどもの状況

障がい児通所支援の利用状況についてみると、すべての利用件数が年々増加しており、児童発達支援については、令和3年と比較して令和5年の利用者は2倍に増加しています。

【障がい児通所支援利用状況】

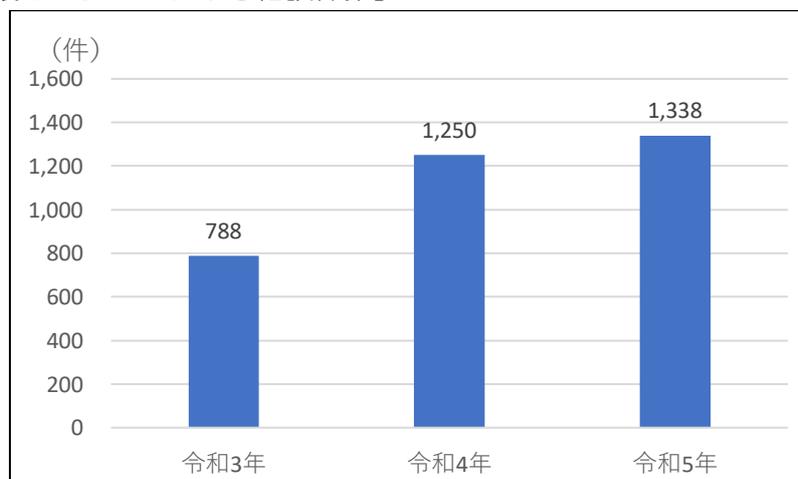


資料：多世代包括支援センター

7) 子育てや発達に関する相談件数の推移

子育てや発達に関する相談件数は年々増加しており、令和3年には788件であった相談件数が令和5年には550件増加し1,338件の相談があります。

【子育て支援センターにおける相談件数】



資料：多世代包括支援センター

2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

1) 調査対象者

佐々町在住の「就学前児童」のいる世帯の保護者

(就学前児童用調査) 644人

佐々町在住の「小学1年生から3年生」のいる世帯の保護者

(小学生用調査) 465人

2) 実施期間

令和6年10月28日(月)～11月15日(金)(19日間)

3) 調査方法

住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を抽出

佐々町内の調査対象の世帯は、幼稚園等や学校を通じて

調査票を配布し、回収

家庭保育や他市町の幼稚園等に通園している世帯には、郵送にて

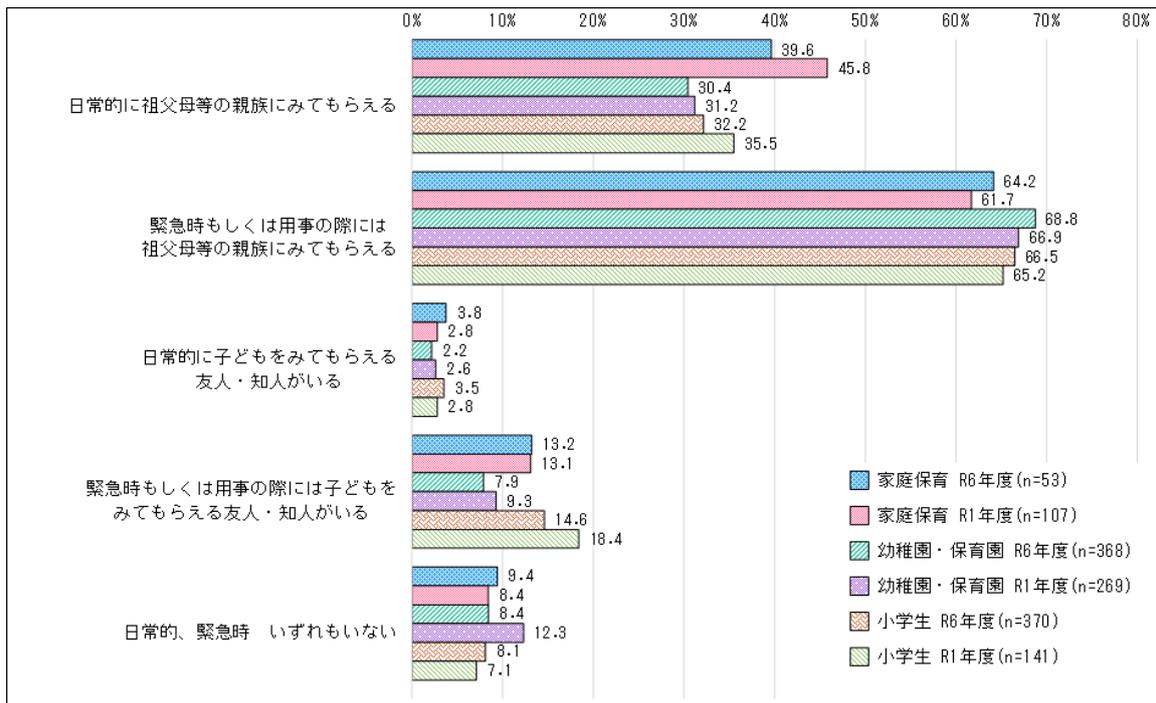
調査票を配布し、郵送またはWEB方式の任意の方法で回答

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回答率
就学前児童用調査 (家庭保育)	97票	53票	54.6%
就学前児童用調査 (保育所等)	547票	368票	67.3%
小学生用調査	465票	370票	79.6%
合計	1,109票	791票	71.1%

4) 主要調査結果

① お子さんを日頃みてもらえる親族・知人はいますか

いずれも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（家庭：64.2%、幼保：68.8%、小学生：66.5%）が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（家庭：39.6%、幼保：30.4%、小学生：32.2%）となっています。

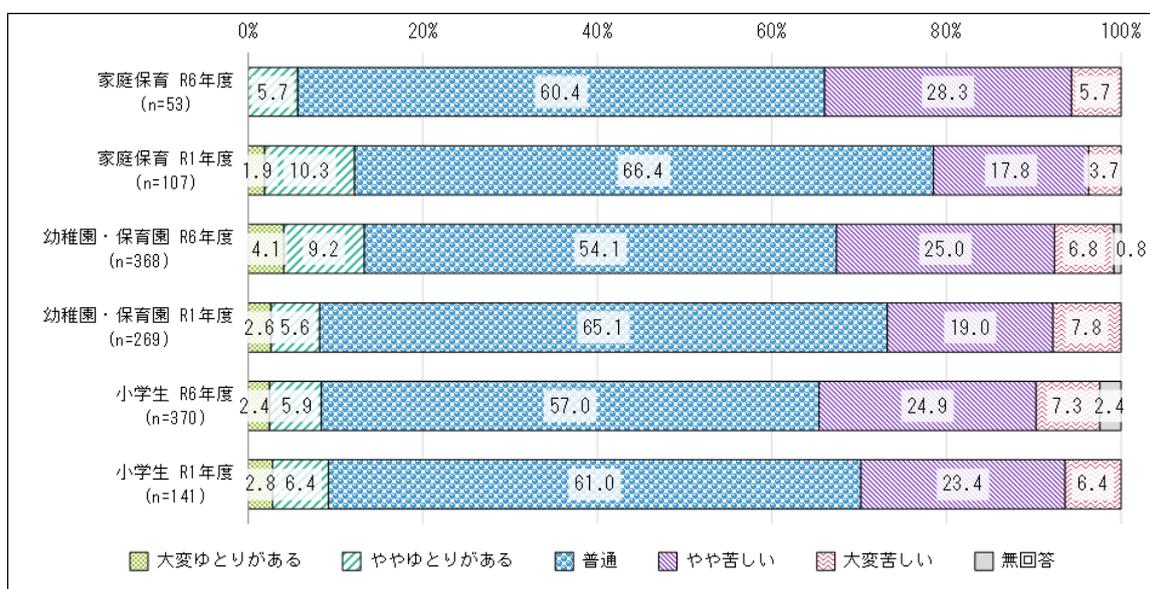


② 現在の暮らしの家計状況をどのように感じていますか

いずれも「普通」（家庭：60.4%、幼保：54.1%、小学生：57.0%）が最も高く、次いで「やや苦しい」（家庭：28.3%、幼保：25.0%、小学生：24.9%）となっています。

「ゆとりがある：大変ゆとりがある＋ややゆとりがある」（家庭：5.7%、幼保：13.3%、小学生：8.3%）、「苦しい：やや苦しい＋大変苦しい」（家庭：34.0%、幼保：31.8%、小学生：32.2%）となっており、3割は『苦しい』と回答しています。

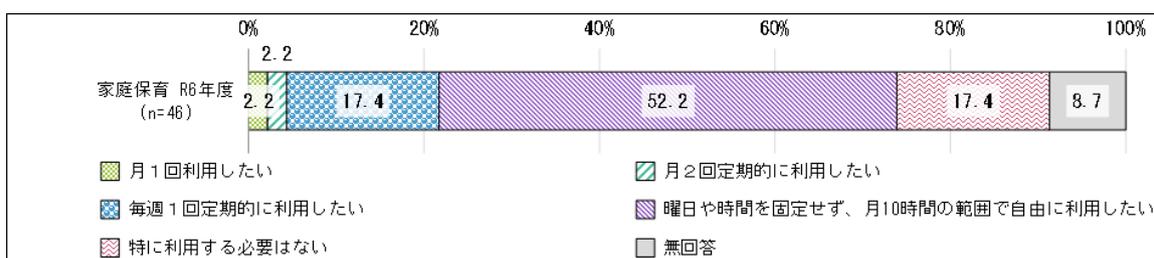
前回調査との比較をみると、家庭保育では「やや苦しい」が高く、幼稚園・保育園では「普通」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。



③ 国が検討している「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合、仮に 10 時間まで定期的に利用可能だとしたら、利用したいと思いますか。

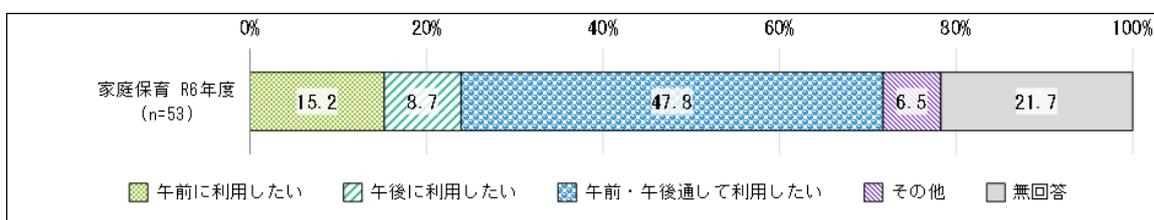
【利用希望】

「曜日や時間を固定せず、月 10 時間の範囲で自由に利用したい」が 52.2%と最も高く、次いで「毎週 1 回定期的に利用したい」「特に利用する必要はない」 17.4%となっており、7割は「利用したい」と回答しています。



【利用したい時間帯】

「午前・午後通して利用したい」が 47.8%と最も高く、次いで「午前に利用したい」 15.2%、「午後に利用したい」 8.7%となっています。

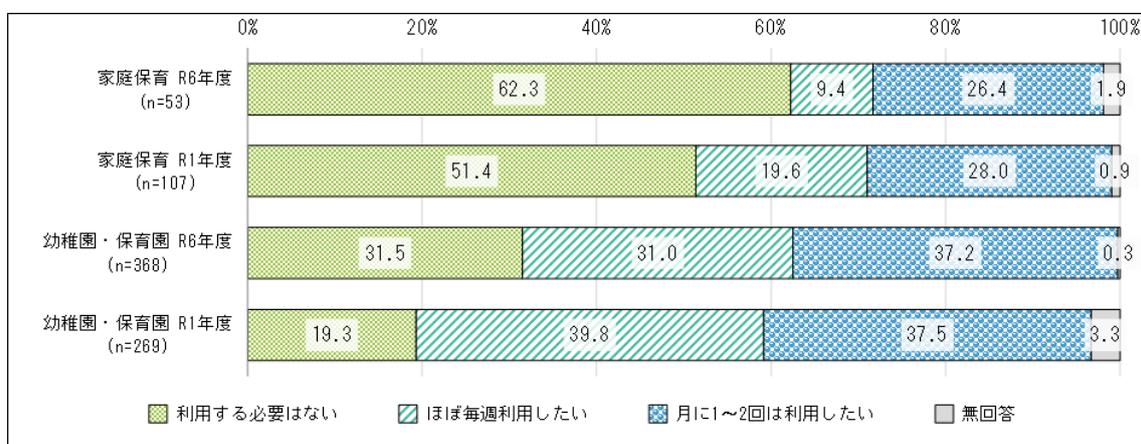


④ 土日・祝日に、定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育所等を含む）の利用希望はありますか。

【土曜日】

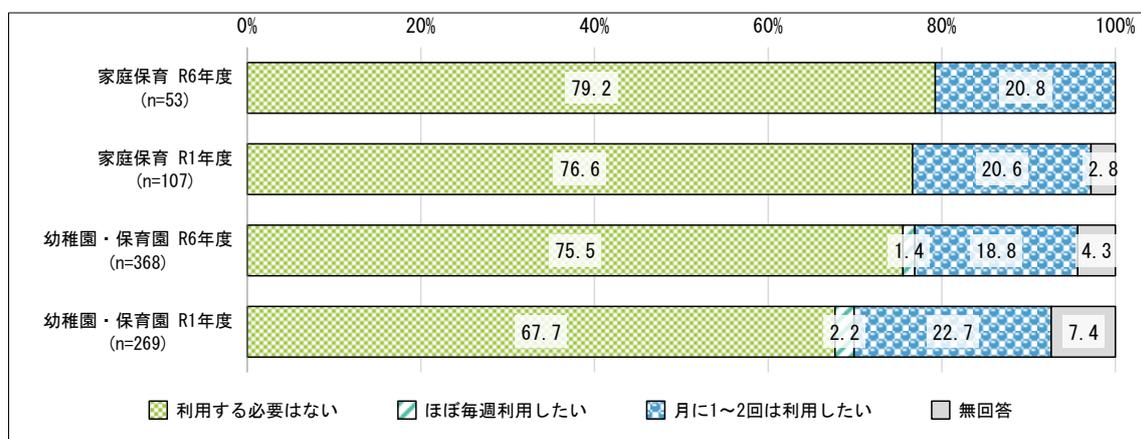
土曜日の利用希望について、家庭保育では「利用する必要はない」62.3%、幼稚園・保育園では「月に1～2回は利用したい」37.2%が最も高くなっています。また、幼稚園・保育園では「ほぼ毎週利用したい」も3割台となっています。

前回調査との比較をみると、家庭保育及び幼稚園・保育園では「利用する必要はない」が高く、家庭保育では「ほぼ毎週利用したい」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。



【日曜・祝日】

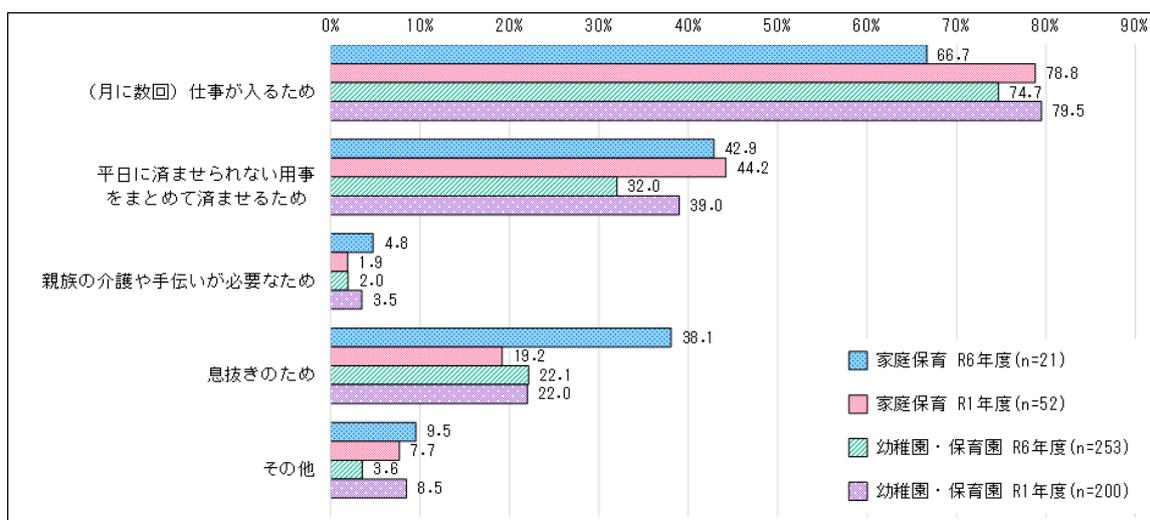
日曜・祝日の利用希望について、いずれも「利用する必要はない」（家庭：79.2%、幼保：75.5%）が最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」（家庭：20.8%、幼保：18.8%）となっています。



⑤ 土日・祝日に幼稚園・保育所等を利用したい理由は何ですか

いずれも「(月に数回) 仕事が入るため」(家庭：66.7%、幼保：74.7%) が最も高く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」(家庭：42.9%、幼保：32.0%)、「息抜きのため」(家庭：38.1%、幼保：22.1%) となっています。

前回調査との比較をみると、家庭保育では「(月に数回) 仕事が入るため」「息抜きのため」が10ポイント以上高くなっています。

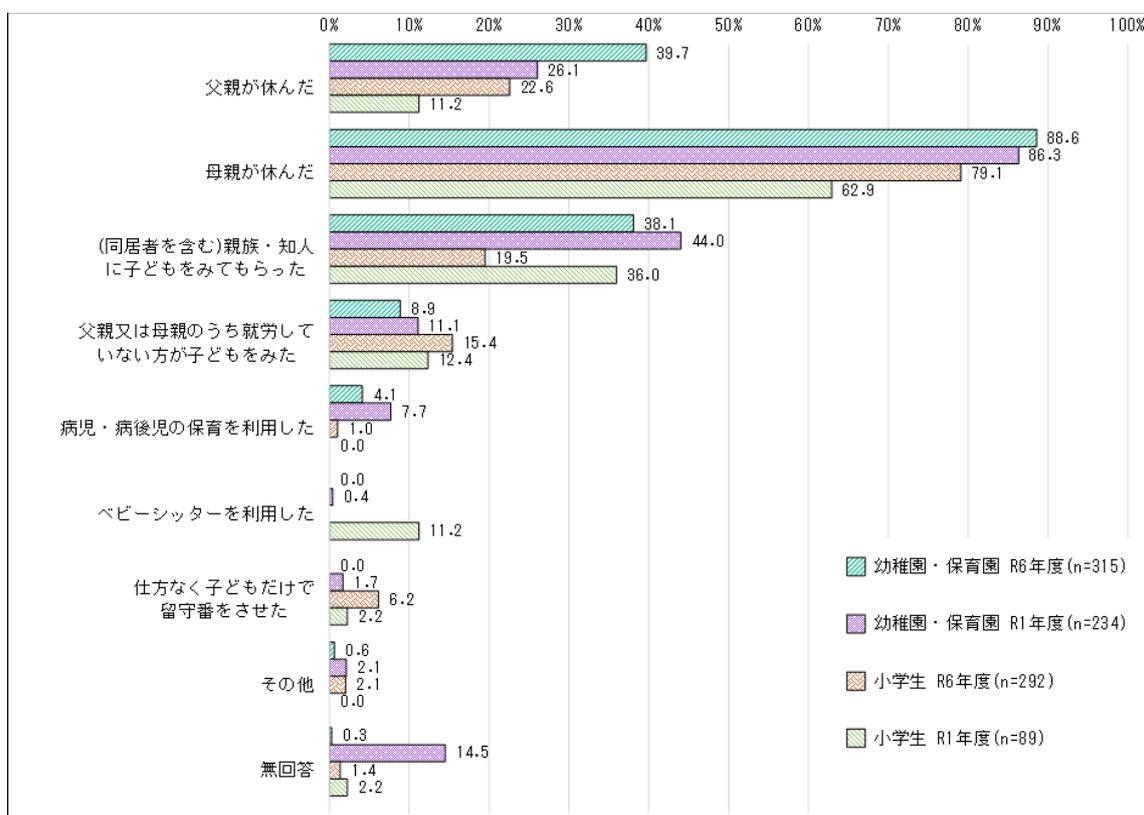


⑥ 普段利用している幼稚園・保育所、学校等が利用できなかった場合に、この1年間にいった対処方法をお答えください

いずれも「母親が休んだ」(幼保：88.6%、小学生：79.1%)が最も高く、次いで「父親が休んだ」(幼保：39.7%、小学生：22.6%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(幼保：38.1%、小学生：19.5%)となっています。

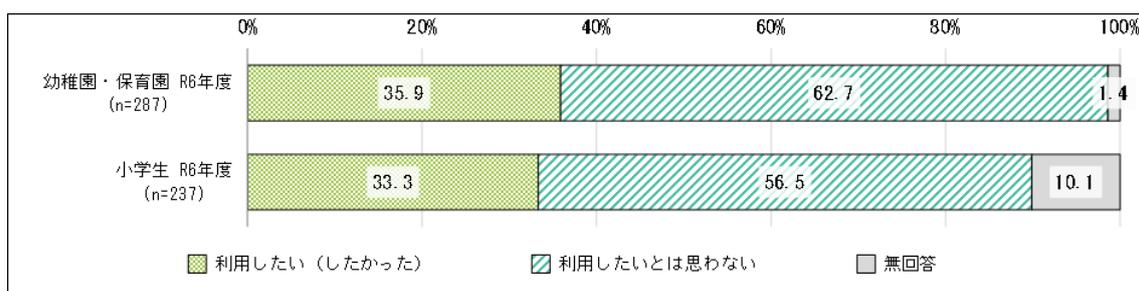
前回調査との比較をみると、幼稚園・保育園及び小学生では「父親が休んだ」が10ポイント以上高くなっています。また、小学生では「母親が休んだ」が高く、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が低くなっており、15ポイント以上差が生じています。

1年間の対処日数をみると、いずれも「1～5日」が最も高くなっています。



⑦ お子さんが病気の際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか

「利用したい（したかった）」（幼保：35.9%、小学生：33.3%）、「利用したいとは思わない」（幼保：62.7%、小学生：56.5%）となっており、病児・病後児のための保育施設等の利用希望はいずれも3割台となっています。

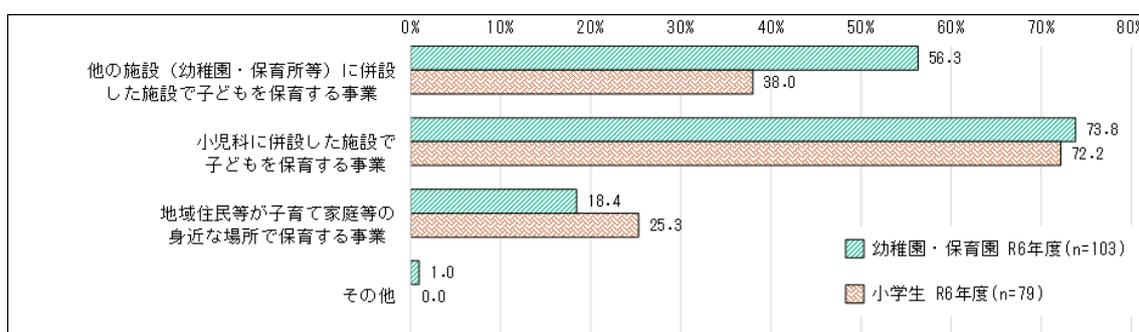


⑧ それは、どのような施設・事業ですか

※⑦で利用したい（したかった）を回答した方のみ

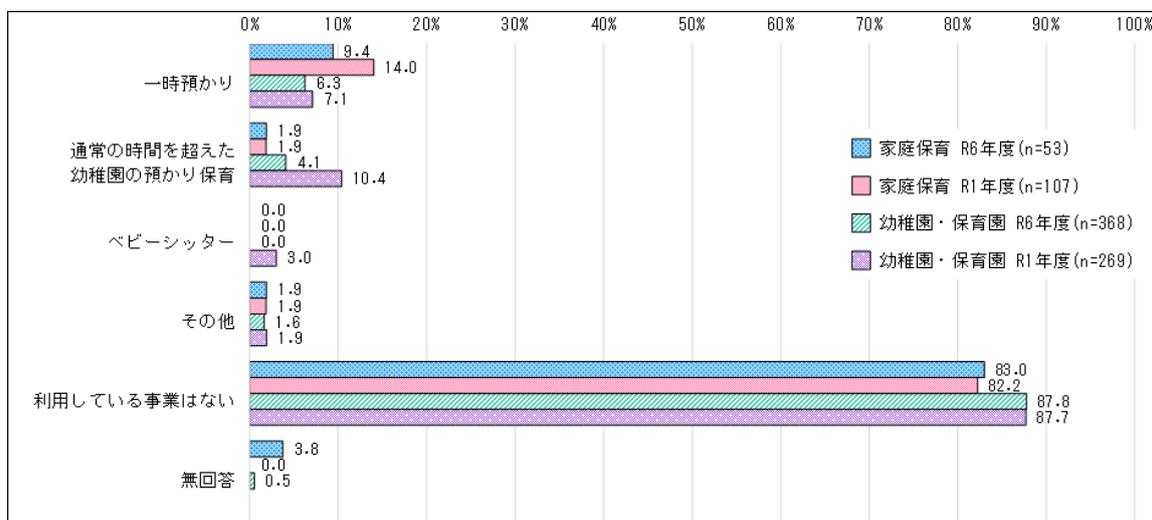
いずれも「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」（幼保：73.8%、小学生：72.2%）が最も高く、次いで「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」（幼保：56.3%、小学生：38.0%）、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」（幼保：18.4%、小学生：25.3%）となっています。

利用したい年間日数については、いずれも「1～5日」「6～10日」が2割を超えています。



⑨ 私用、親の通院、就労等の目的で一時的に利用している事業はありますか

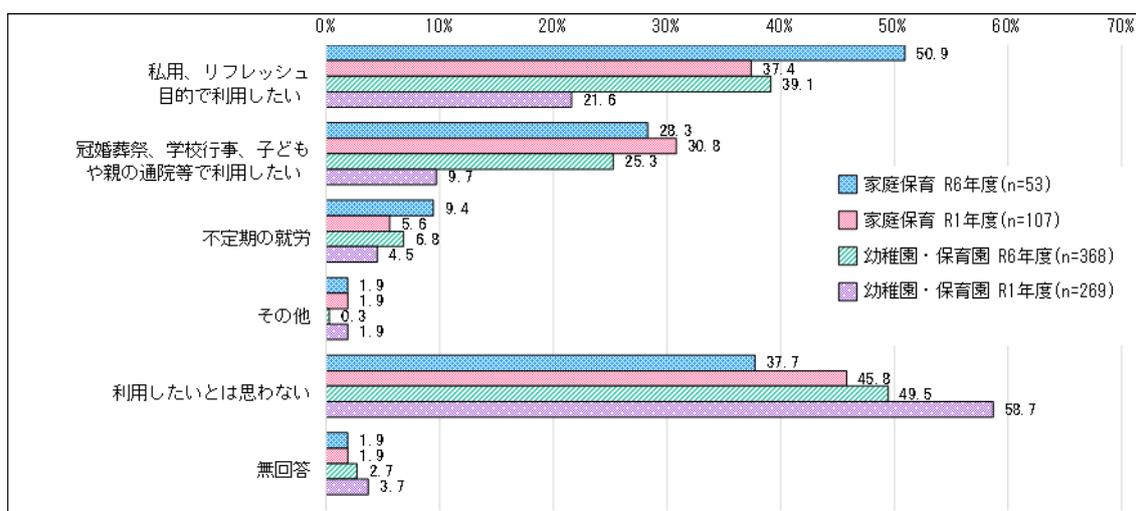
いずれも「利用していない」(家庭：83.0%、幼保：87.8%)が最も高く、8割を超えており、各事業の利用率は1割を切っています。



⑩ 私用や冠婚葬祭、病気、就労などの目的で、一時預かり事業を利用したいと思いませんか

家庭保育では「私用、リフレッシュ目的で利用したい」50.9%が最も高くなっています。また、幼稚園・保育園では「利用したいと思わない」が49.5%と最も高くなっていますが、約4割は「私用、リフレッシュ目的で利用したい」の利用希望があると回答しています。

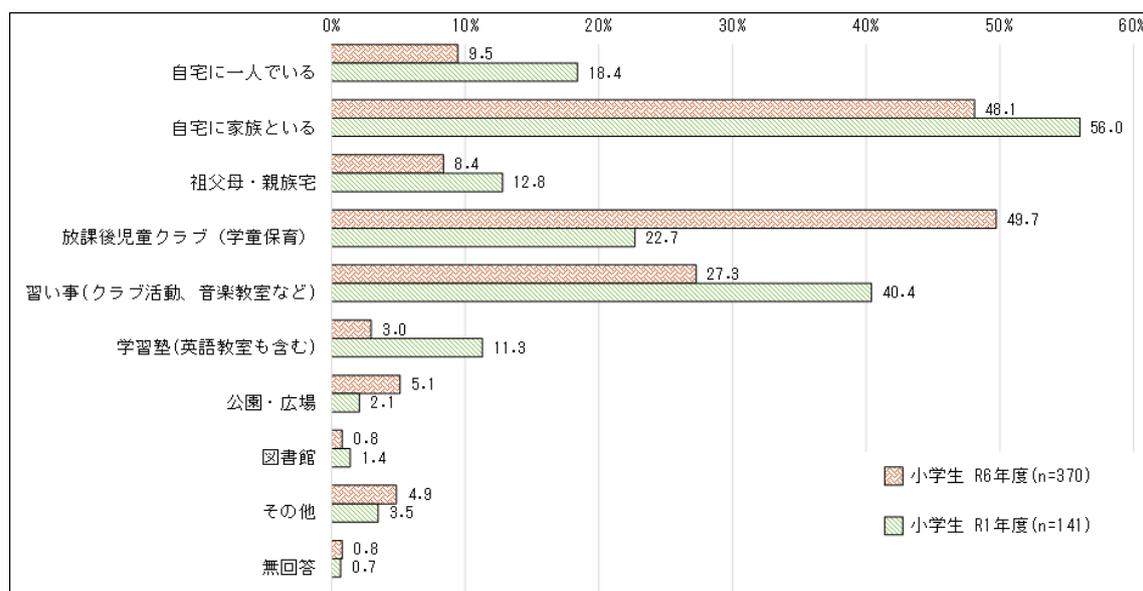
前回調査との比較をみると、家庭保育及び幼稚園・保育園では「私用、リフレッシュ目的で利用したい」、加えて、幼稚園・保育園では「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等で利用したい」が10ポイント以上高くなっています。



⑪ 放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしていますか

小学校低学年の放課後の過ごし場所については、「放課後児童クラブ(学童保育)」が49.7%と最も高く、次いで「自宅に家族といる」48.1%、「習い事(クラブ活動、音楽教室など)」27.3%となっています。

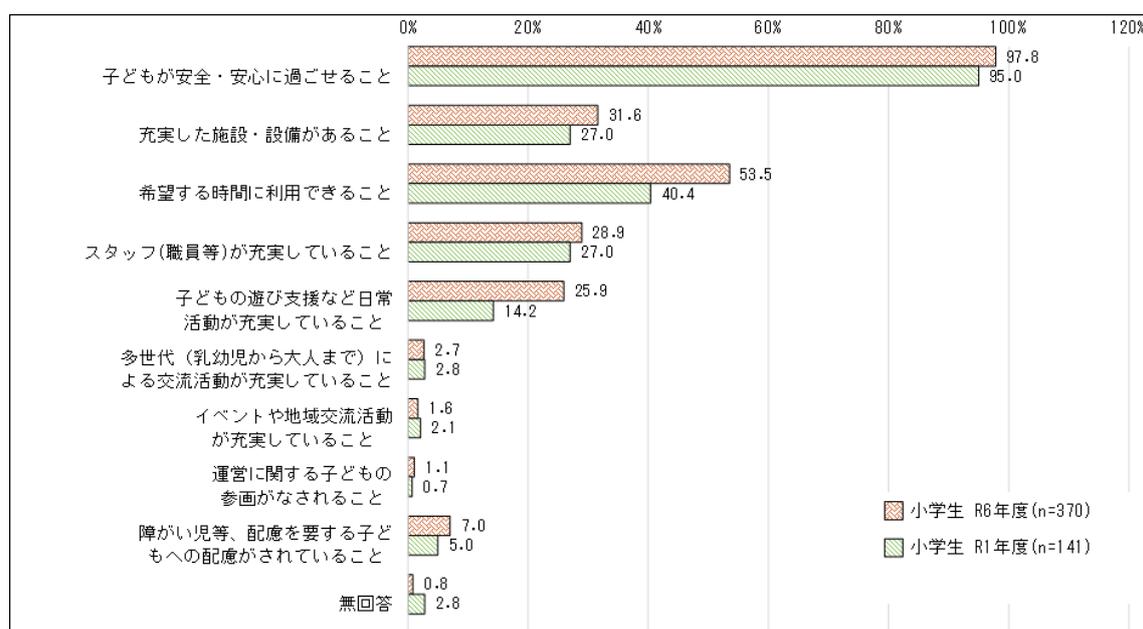
前回調査との比較をみると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が高く、「習い事(クラブ活動、音楽教室など)」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。



⑫ 子どもが放課後を過ごす場所として、重視していることは何ですか

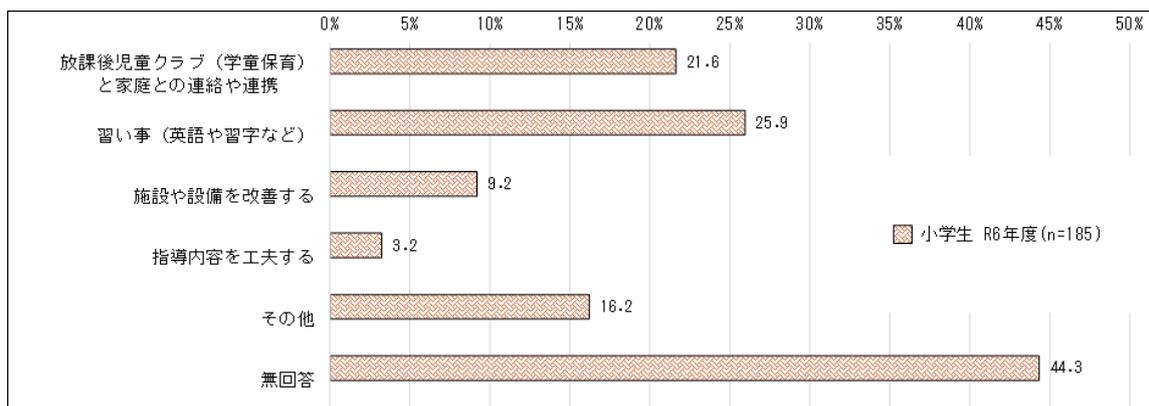
放課後過ごす場所として重視していることについては、「子どもが安全・安心に過ごせること」が97.8%と最も高く、次いで「希望する時間に利用できること」53.5%、「充実した施設・設備があること」31.6%となっています。

前回調査との比較をみると、「希望する時間に利用できること」「子どもの遊び支援など日常活動が充実していること」が10ポイント以上高くなっています。



⑬ 今後放課後児童クラブ（学童保育）に望むサービスは何ですか

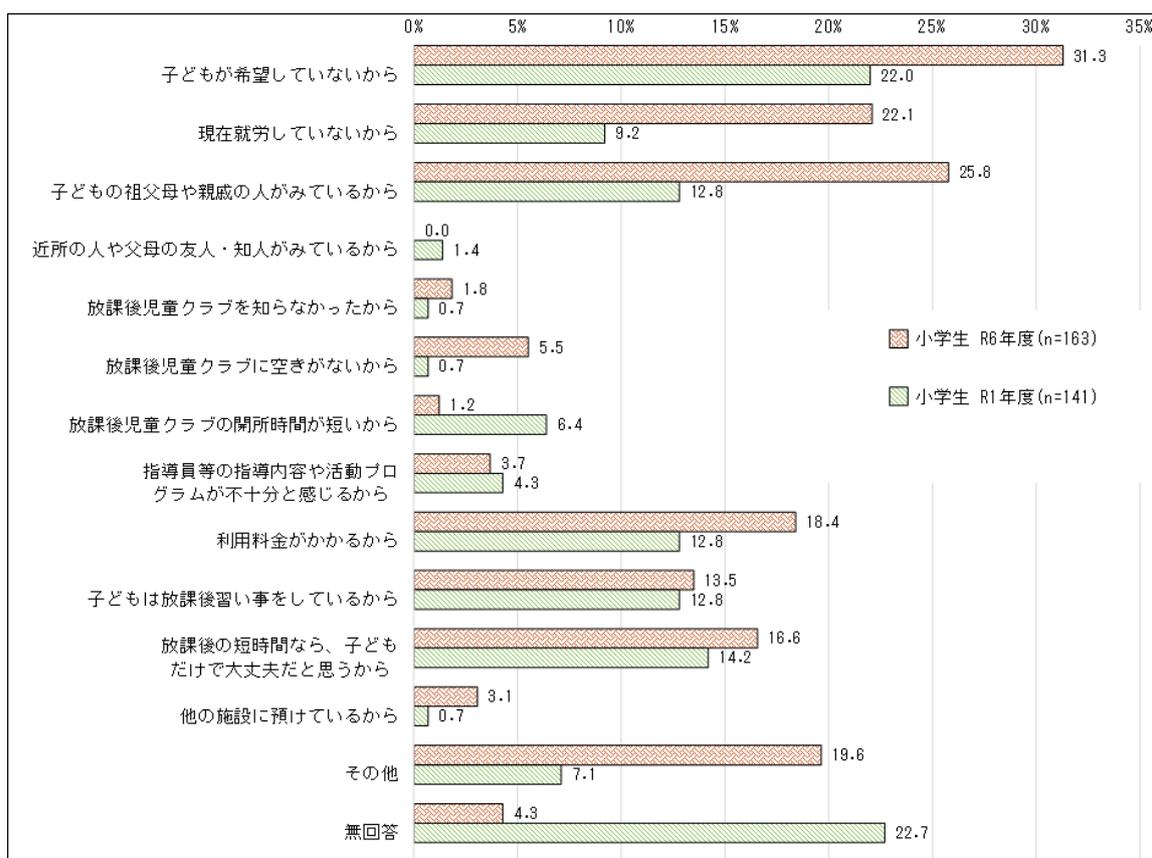
放課後児童クラブ（学童保育）に望むサービスについては、「習い事（英語や習字など）」が25.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）と家庭との連絡や連携」21.6%、「その他」16.2%となっています。



⑭ 放課後児童クラブ（学童保育）を利用しない理由は何ですか

放課後児童クラブ（学童保育）を利用しない理由については、「子どもが希望していないから」が 31.3%と最も高く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみているから」25.8%、「現在就労していないから」22.1%となっています。

前回調査との比較をみると、「現在就労していないから」「子どもの祖父母や親戚の人がみているから」「その他」が 10 ポイント以上高くなっています。

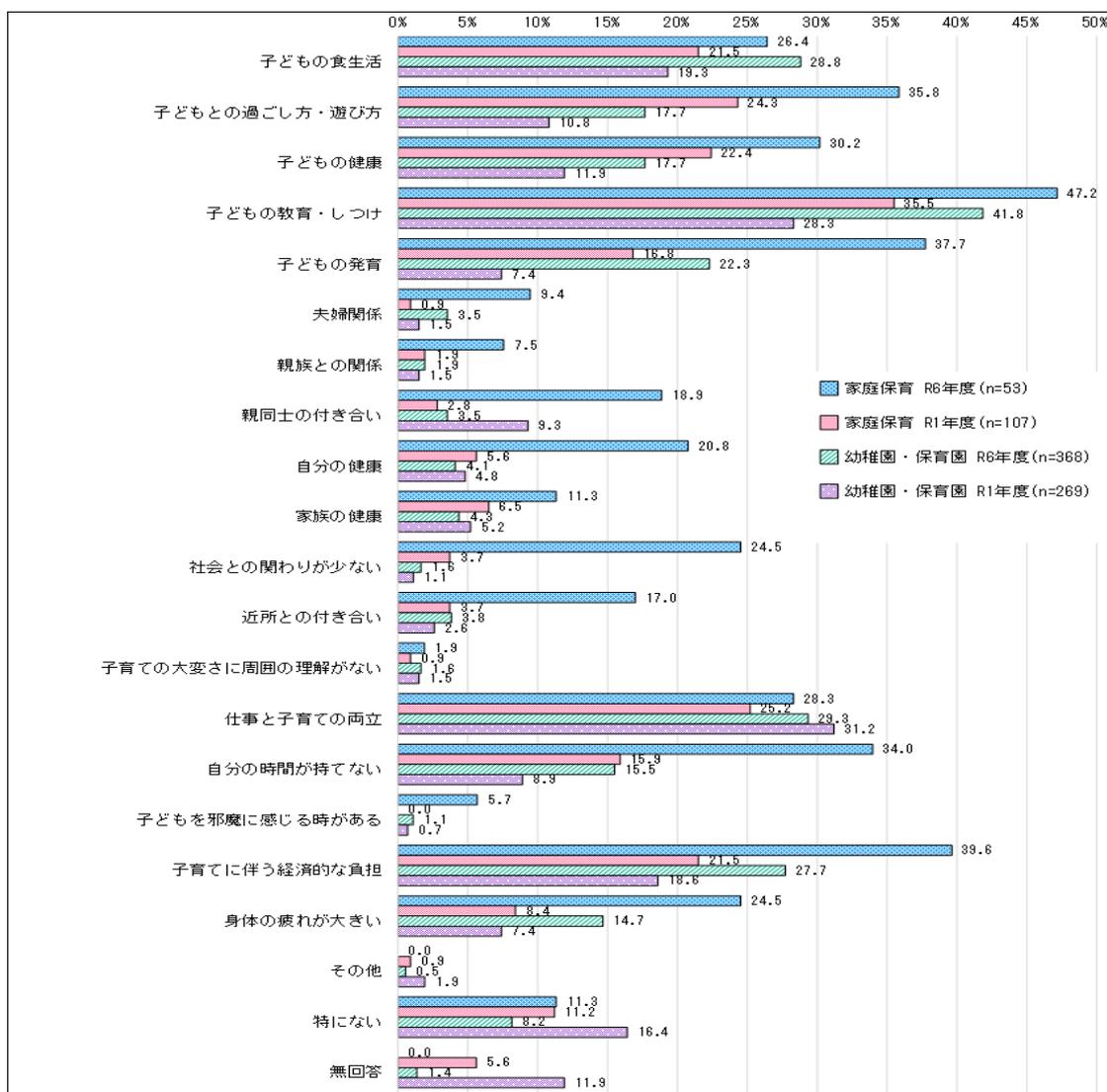


⑮ 現在、子育てをしていて、感じる悩みは何ですか

【家庭保育及び幼稚園・保育園】

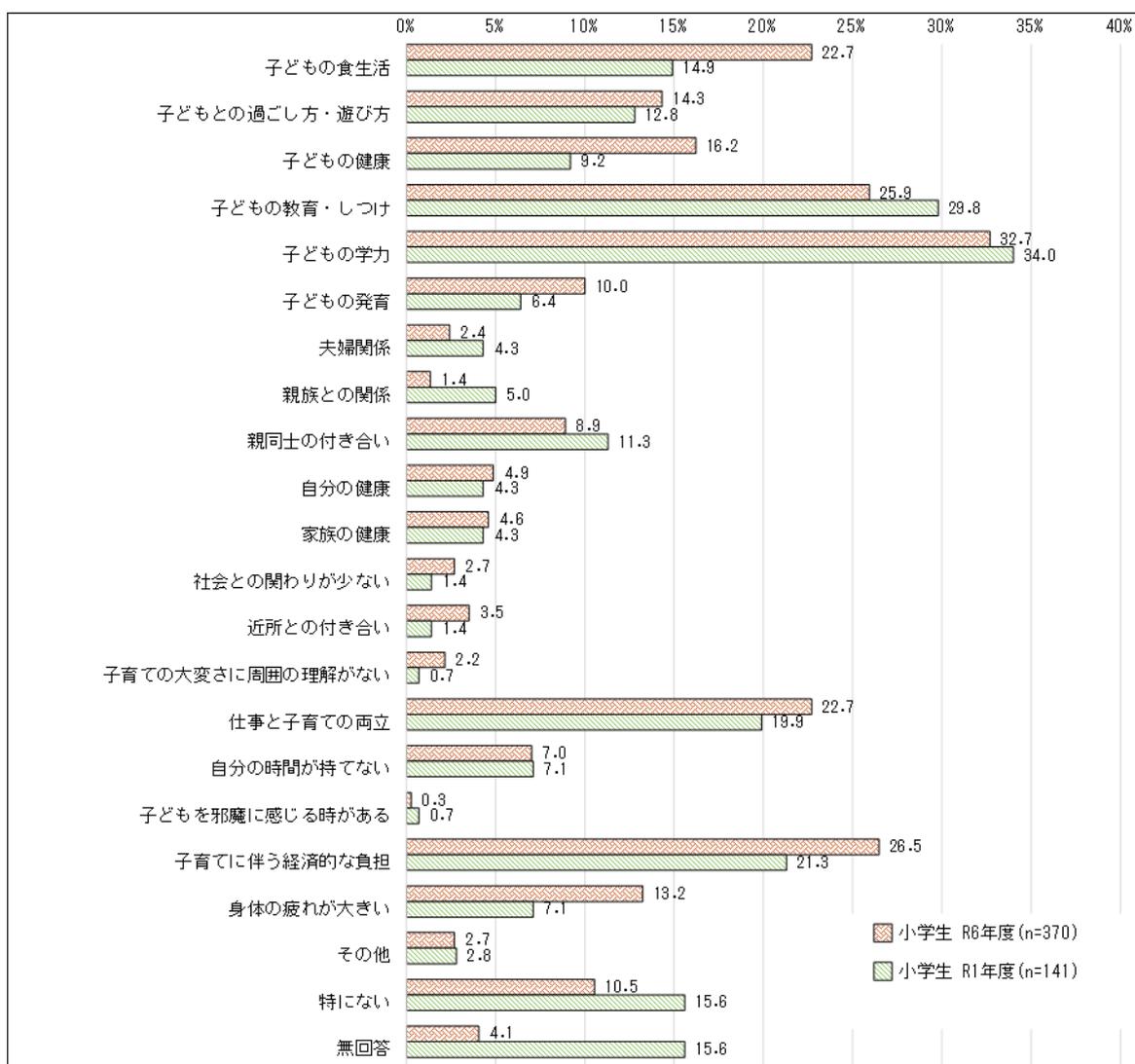
家庭保育及び幼稚園・保育園では「子どもの教育・しつけ」（家庭：47.2%、幼保：41.8%）が最も高くなっています。また、家庭保育では「子どもとの過ごし方・遊び方」「子どもの健康」「子どもの発育」「自分の時間が持てない」「子育てに伴う経済的な負担」が3割を超えています。

前回調査との比較をみると、家庭保育及び幼稚園・保育園では「子どもの教育・しつけ」「子どもの発育」、家庭保育では「子どもとの過ごし方・遊び方」「親同士の付き合い」「自分の健康」「社会との関わりが少ない」「近所との付き合い」「自分の時間が持てない」「子育てに伴う経済的な負担」「身体の疲れが大きい」が10ポイント以上高くなっています。



【小学生】

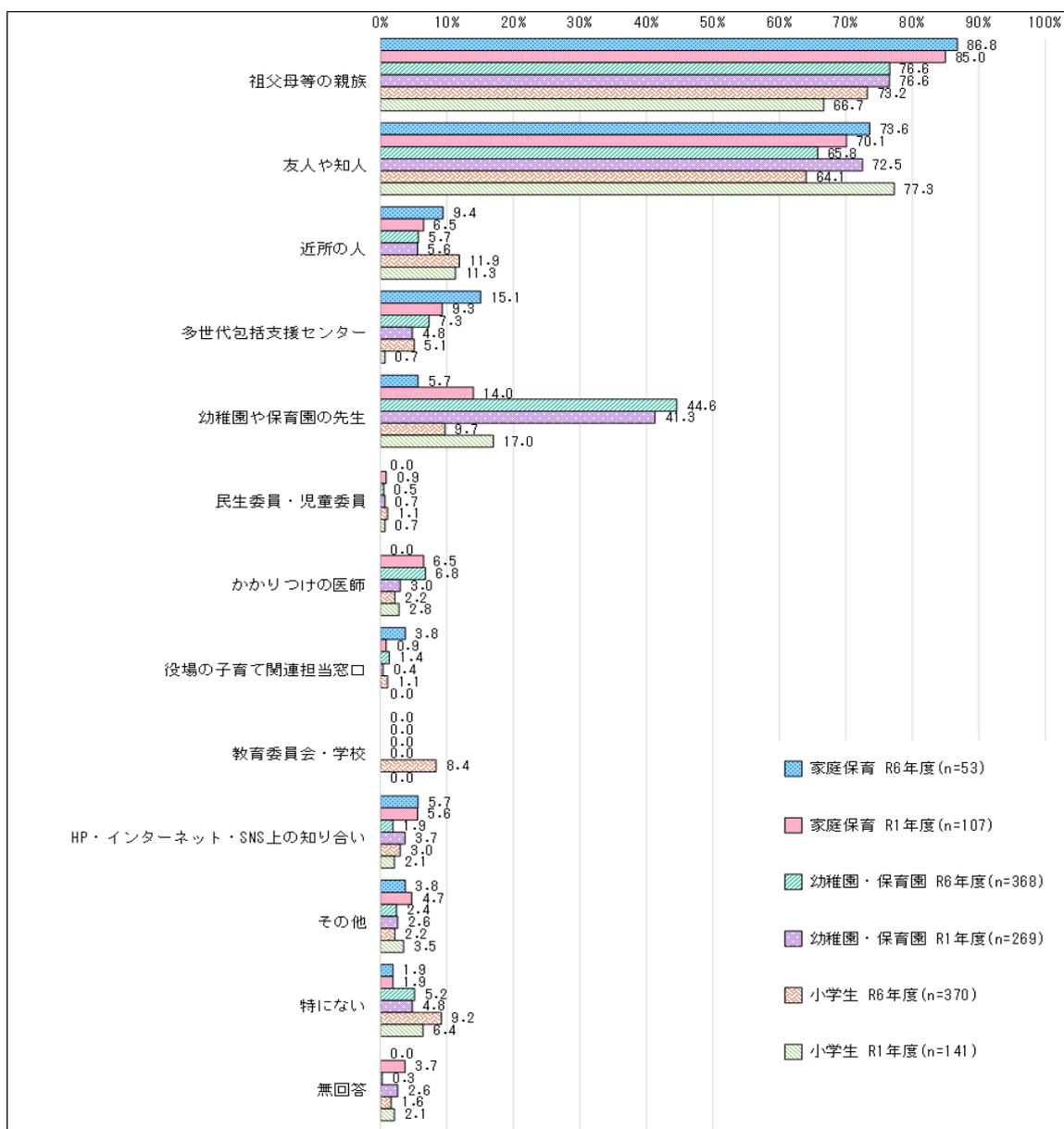
小学生では「子どもの学力」32.7%が最も高く、次いで「子育てに伴う経済的な負担」26.5%、「子どもの教育・しつけ」25.9%となっています。



⑩ お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか

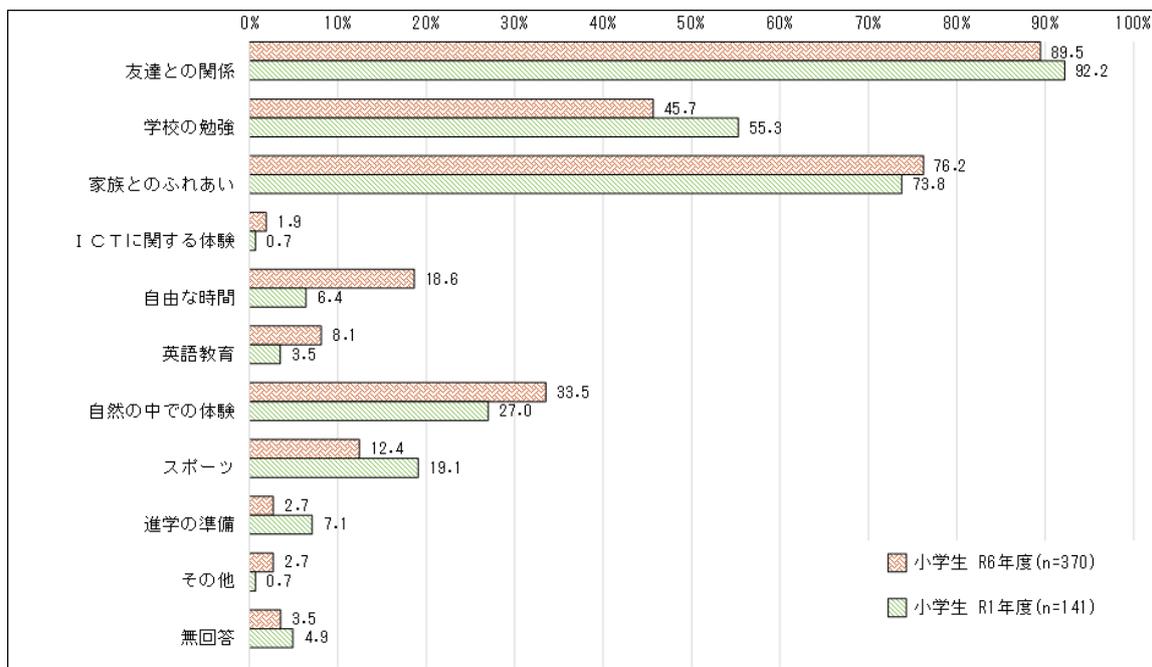
いずれも「祖父母等の親族」(家庭：86.8%、幼保：76.6%、小学生：73.2%)が最も高く、次いで「友人や知人」(家庭：73.6%、幼保：65.8%、小学生：64.1%)となっています。また、幼稚園・保育園では「幼稚園や保育園の先生」が4割を超えています。

前回調査との比較をみると、小学生では「友人や知人」が13.2ポイント低くなっています。



⑰ 子どもが成長する上で大切だと思っていることは何ですか

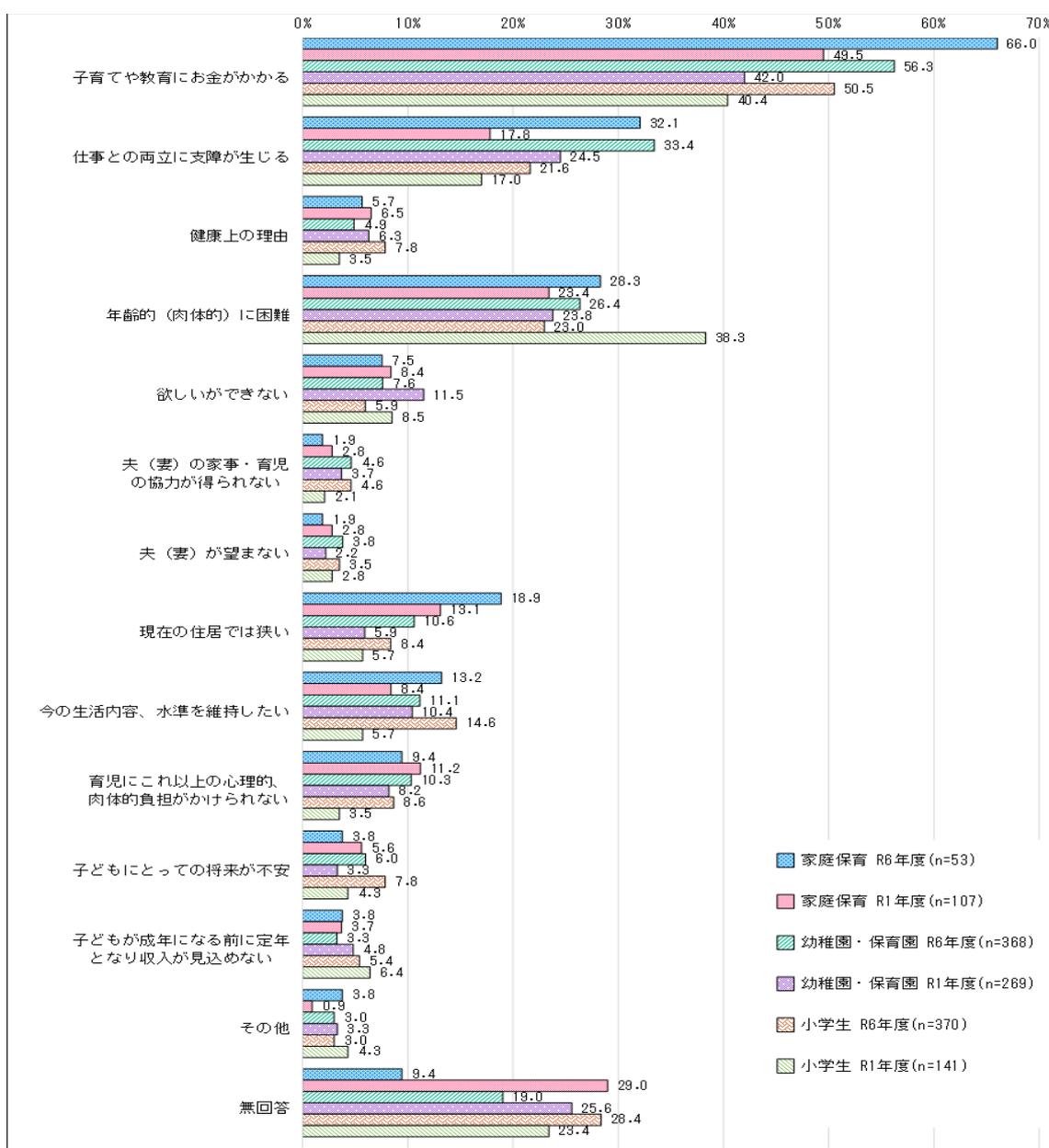
「友達との関係」が89.5%と最も高く、次いで「家族とのふれあい」76.2%、「学校の勉強」45.7%となっています。



⑱ 理想とするお子さんの人数を実現できないとすれば、その理由は何ですか

理想とする子どもの人数を実現できない理由については、いずれも「子育てや教育にお金がかかる」(家庭：66.0%、幼保：56.3%、小学生：50.5%)が最も高く、次いで、家庭保育及び幼稚園・保育園では「仕事との両立に支障が生じる」(家庭：32.1%、幼保：33.4%)、小学生では「年齢的(肉体的)に困難」23.0%となっています。

前回調査との比較をみると、いずれも「子育てや教育にお金がかかる」が高く、家庭保育では「仕事との両立に支障が生じる」、小学生では「年齢的(肉体的)に困難」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。



3 子どもの生活状況調査結果

1) 調査対象者

佐々町在住の小学校5年生・6年生とその保護者 各341人
佐々町在住の中学校2年生とその保護者 各171人

2) 実施期間

令和6年10月28日(月)～11月8日(金)(12日間)

3) 調査方法

佐々町内の調査対象の世帯に学校を通じて
調査票を配布し、回収

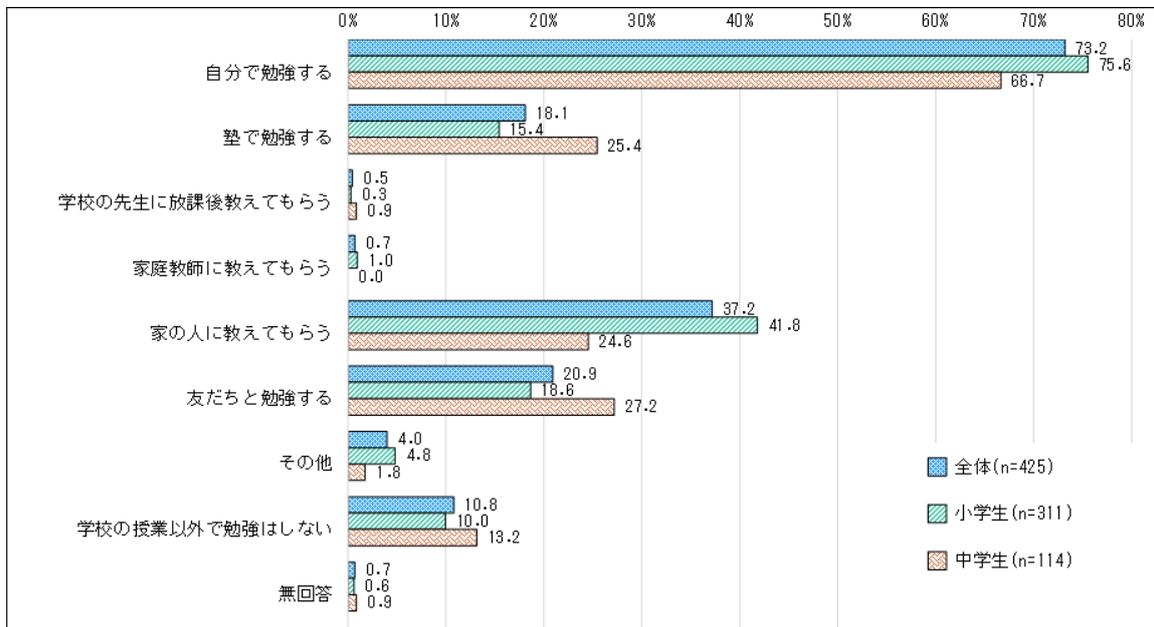
アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回答率
小学5・6年生	341票	311票	91.2%
中学2年生	171票	114票	66.7%
保護者	512票	403票	78.7%
合計	1,024票	828票	80.9%

4) 主要調査結果

① あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか

小・中学生ともに「自分で勉強する」(小：75.6%、中：66.7%)が最も高く、次いで、小学生では「家の人に教えてもらう」41.8%、中学生では「友だちと勉強する」27.2%となっています。

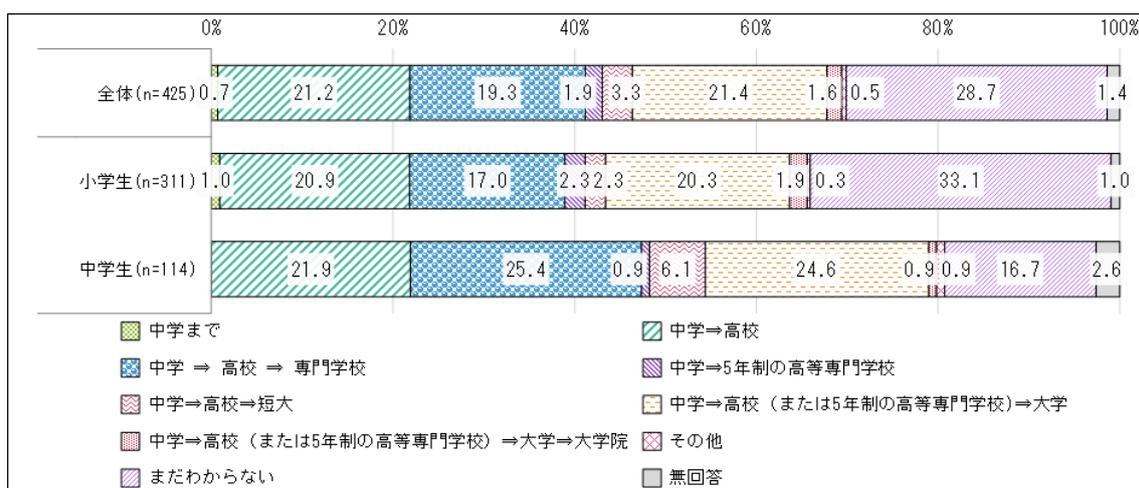
中学生は小学生と比べて「塾で勉強する」が高く、「家の人に教えてもらう」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。



② あなたは、将来どのような進路を希望していますか

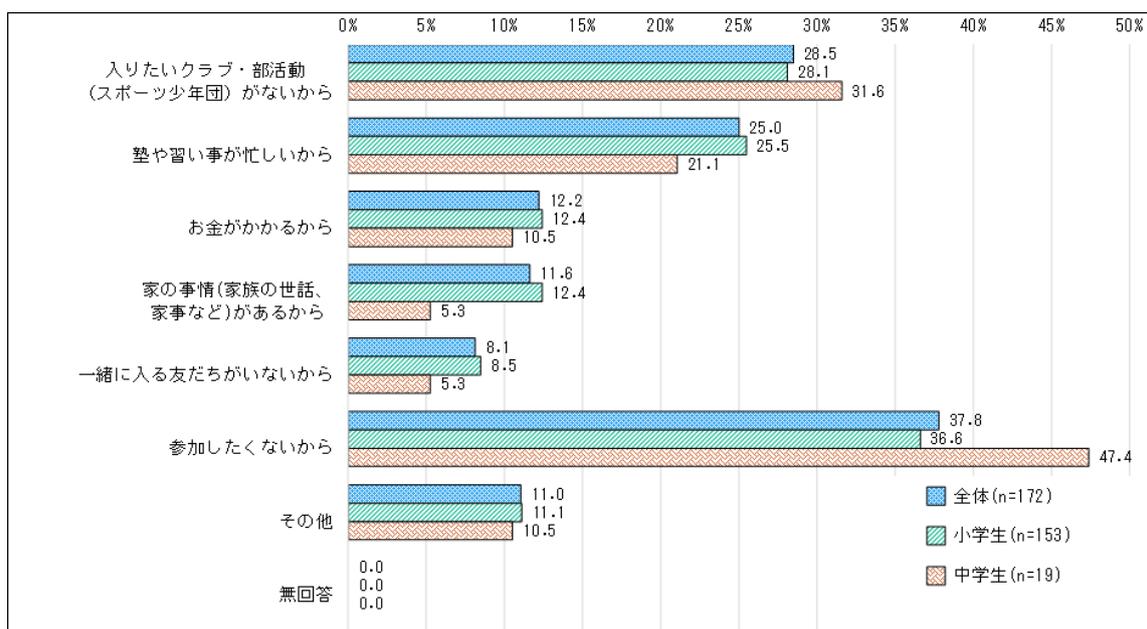
小学生では「まだわからない」が33.1%と最も高く、次いで「中学⇒高校」20.9%、「中学⇒高校（または5年制の高等専門学校）⇒大学」20.3%となっています。

中学生では「中学⇒高校⇒専門学校」が25.4%と最も高く、次いで「中学⇒高校（または5年制の高等専門学校）⇒大学」24.6%、「中学⇒高校」21.9%となっています。



③ あなたが、地域のスポーツクラブや文化クラブ・学校の部活動に参加していない理由は何ですか

小・中学生ともに「参加したくないから」(小：36.6%、中：47.4%)が最も高く、次いで「入りたいクラブ・部活動(スポーツ少年団)がないから」(小：28.1%、中：31.6%)、「塾や習い事が忙しいから」(小：25.5%、中：21.1%)となっています。中学生は小学生と比べて「参加したくないから」が10.8ポイント高くなっています。

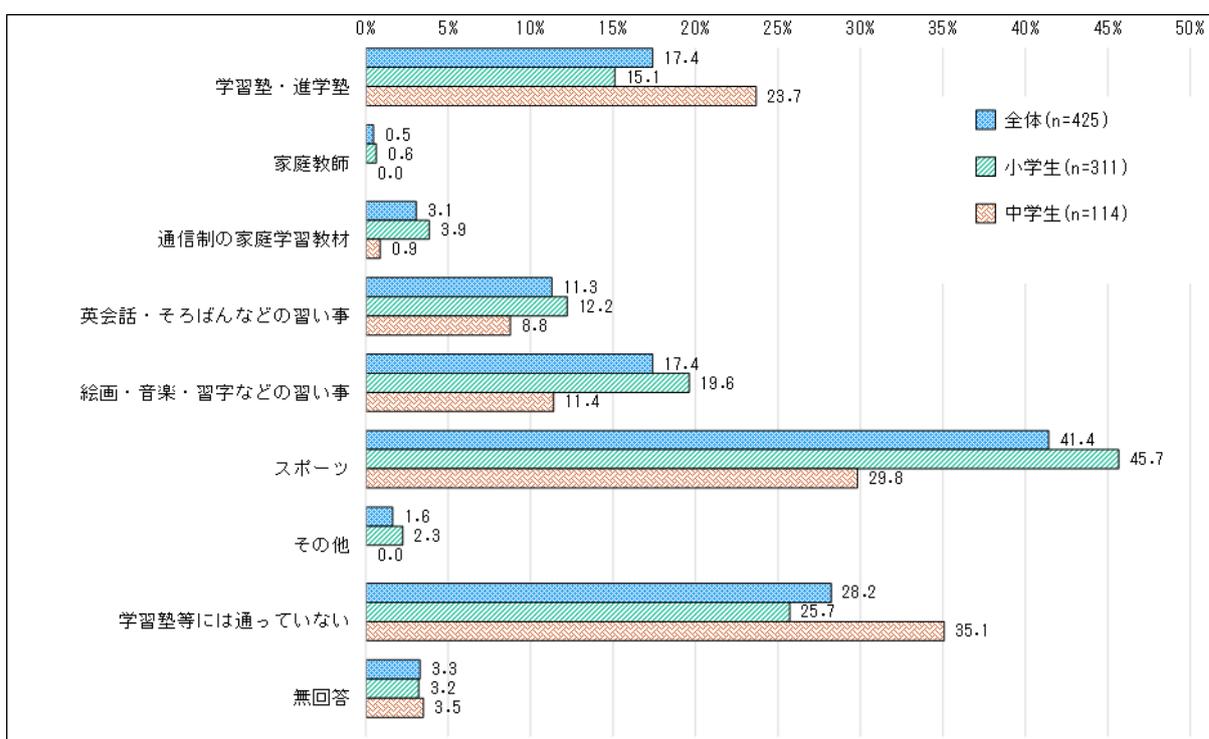


④ あなたは、放課後等に学習塾や家庭教師、民間の文化・スポーツ教室等に通っていますか

小学生では「スポーツ」が45.7%と最も高く、次いで「学習塾等には通っていない」25.7%、「絵画・音楽・習字などの習い事」19.6%となっています。

中学生では「学習塾等には通っていない」が35.1%と最も高く、次いで「スポーツ」29.8%、「学習塾・進学塾」23.7%となっています。

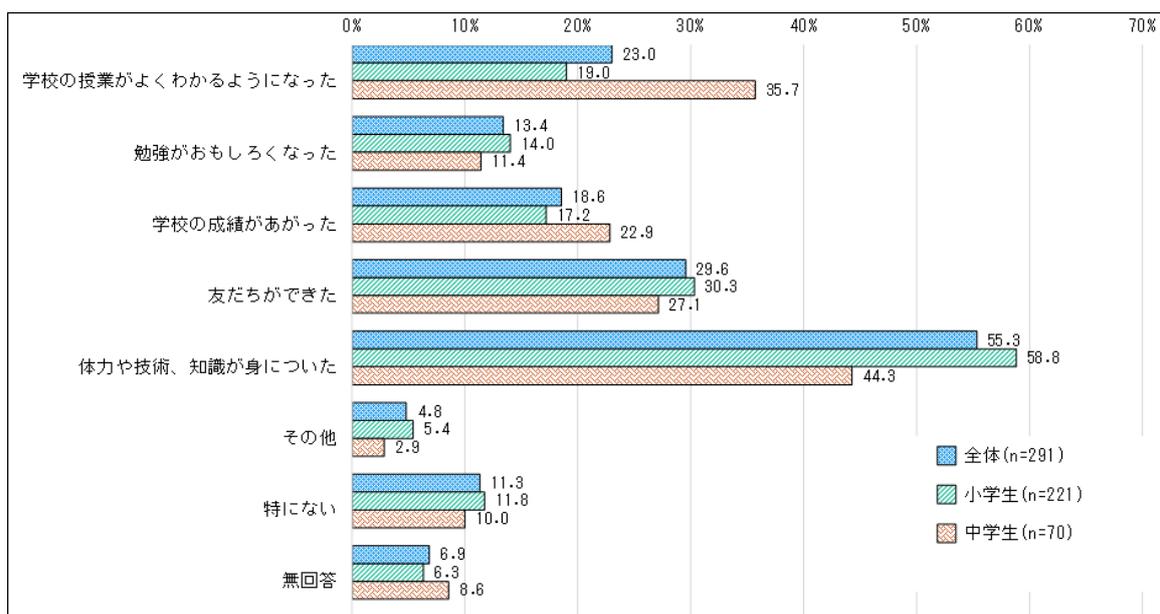
小学生は中学生と比べて「スポーツ」が15.9ポイント高くなっています。



⑤ 学習塾等に通っていて、良かったと思うことはありますか

小・中学生ともに「体力や技術、知識が身についた」（小：58.8%、中：44.3%）が最も高く、次いで、小学生では「友だちができた」30.3%、中学生では「学校の授業がよくわかるようになった」35.7%となっています。

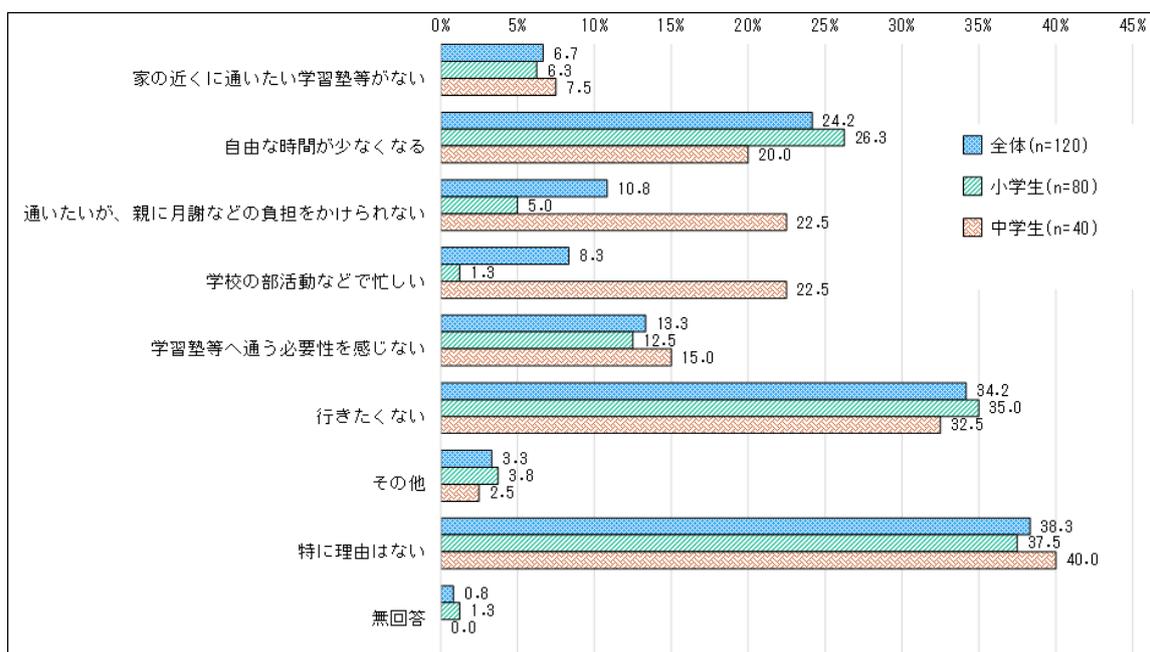
中学生は小学生と比べて「学校の授業がよくわかるようになった」が高く、「体力や技術、知識が身についた」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。



⑥ 学習塾等に通っていない理由はなんですか】

小・中学生ともに「特に理由はない」（小：37.5%、中：40.0%）が最も高く、次いで「行きたくない」（小：35.0%、中：32.5%）、小学生では「自由な時間が少なくなる」26.3%、中学生では「通いたいが、親に月謝などの負担をかけられない」「学校の部活動などで忙しい」22.5%となっています。

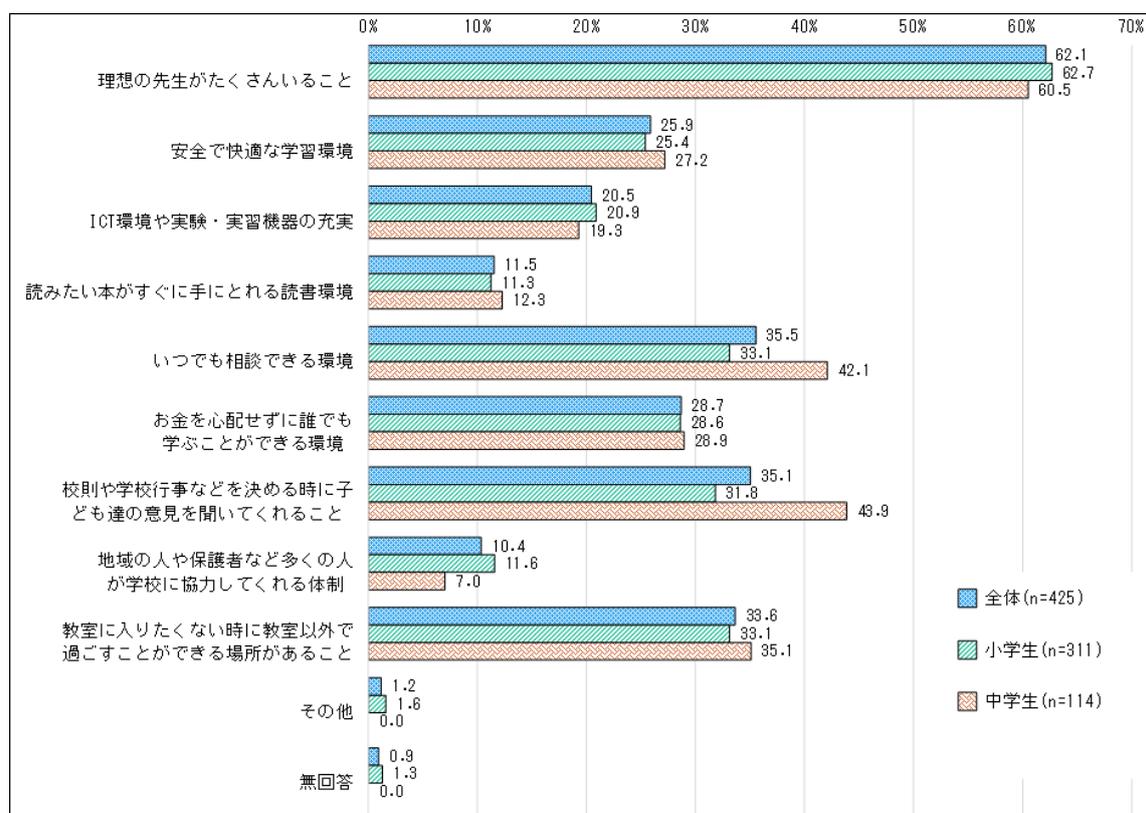
中学生は小学生と比べて「通いたいが、親に月謝などの負担をかけられない」「学校の部活動などで忙しい」が15ポイント以上高くなっています。



⑦ より良い学校・教育のために何が必要だと思いますか

小・中学生ともに「理想の先生がたくさんいること」(小：62.7%、中：60.5%)が最も高く、次いで、小学生では「いつでも相談できる環境」「教室に入りたくない時に教室以外で過ごすことができる場所があること」33.1%、中学生では「校則や学校行事などを決める時に子ども達の意見を聞いてくれること」43.9%となっています。

中学生は小学生と比べて「校則や学校行事などを決める時に子ども達の意見を聞いてくれること」が12.1ポイント高くなっています。

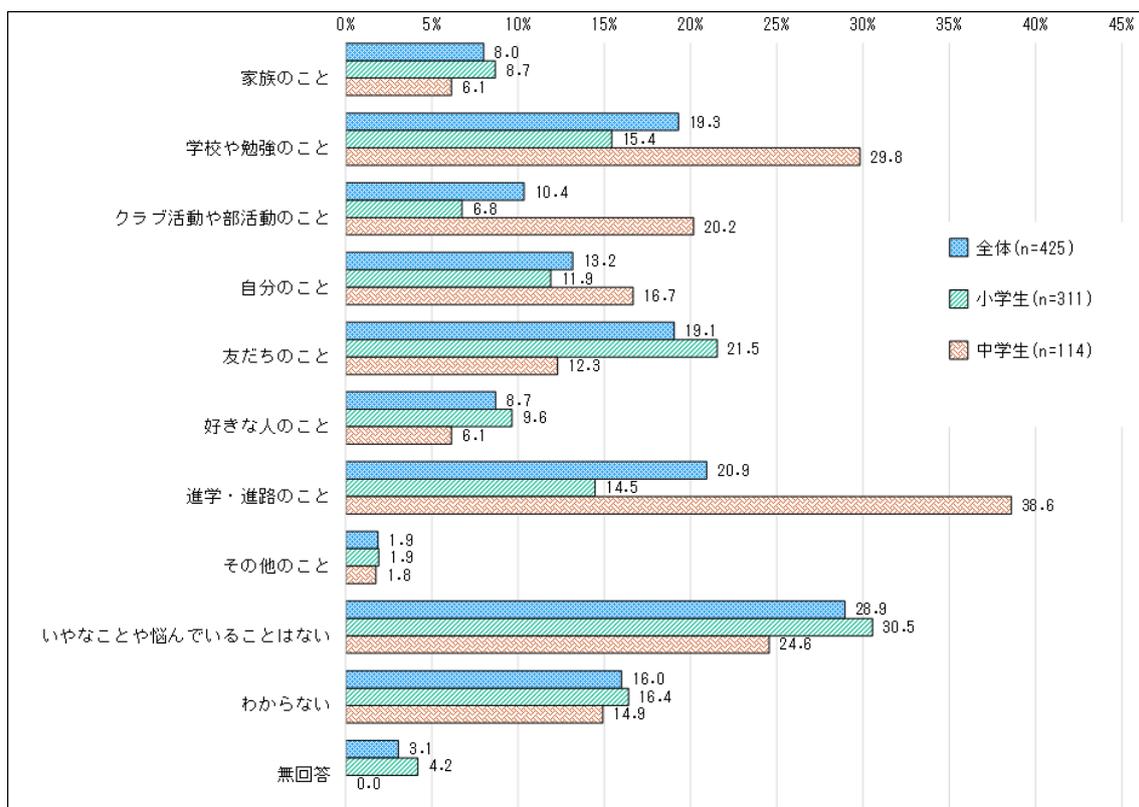


③ 今、あなたは、いやなことや悩んでいることはありますか

小学生では「いやなことや悩んでいることはない」が30.5%と最も高く、次いで「友だちのこと」21.5%、「わからない」16.4%となっています。

中学生では「進学・進路のこと」が38.6%と最も高く、次いで「学校や勉強のこと」29.8%、「いやなことや悩んでいることはない」24.6%となっています。

中学生は小学生と比べて「学校や勉強のこと」「クラブ活動や部活動のこと」「進学・進路のこと」が10ポイント以上高くなっています。

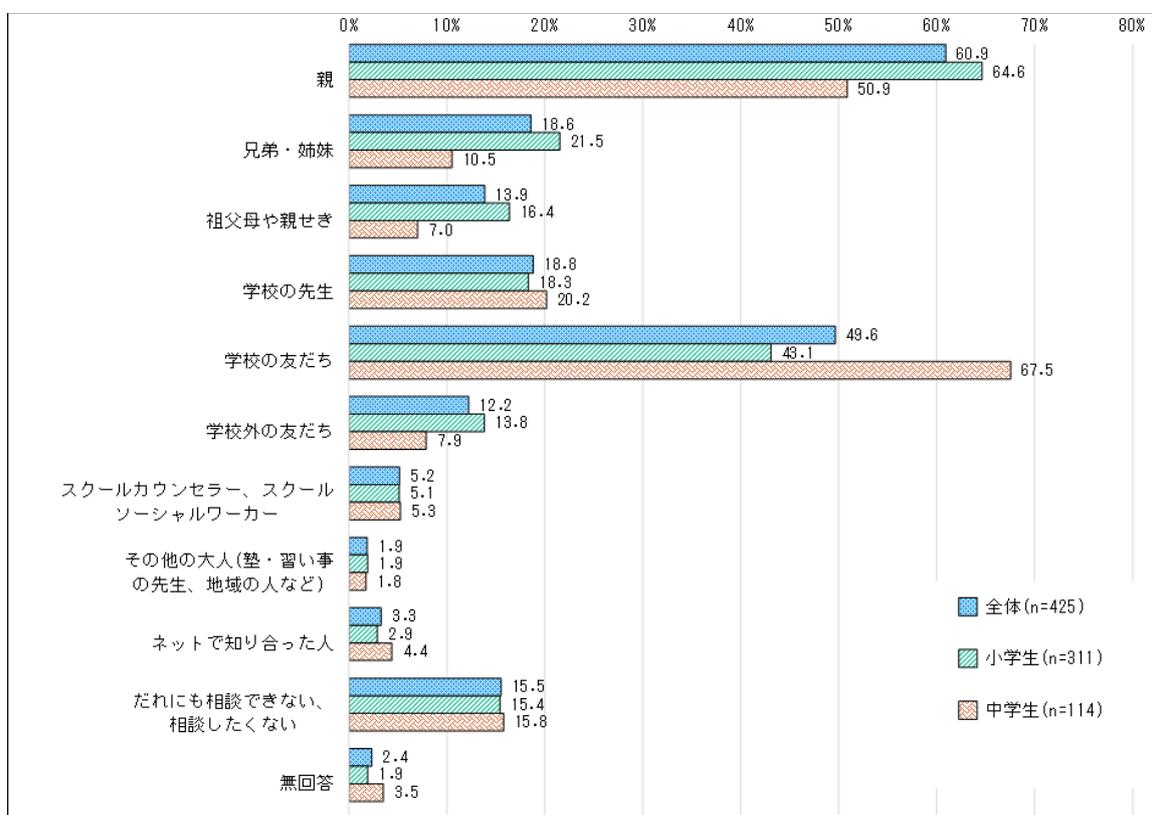


⑨ あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか

小学生では「親」が64.6%と最も高く、次いで「学校の友だち」43.1%、「兄弟・姉妹」21.5%となっています。

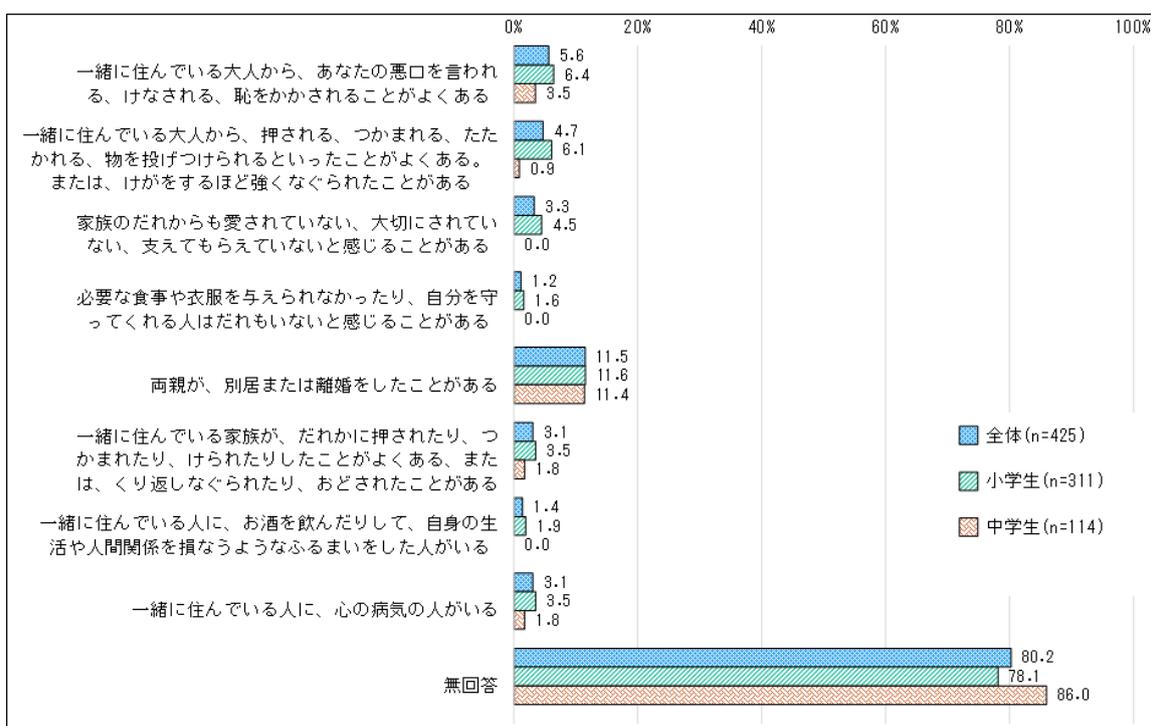
中学生では「学校の友だち」が67.5%と最も高く、次いで「親」50.9%、「学校の先生」20.2%となっています。

小学生は中学生と比べて「親」「兄弟・姉妹」が高く、「学校の友だち」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。



⑩ あなたは今までに、以下のようなことがありましたか

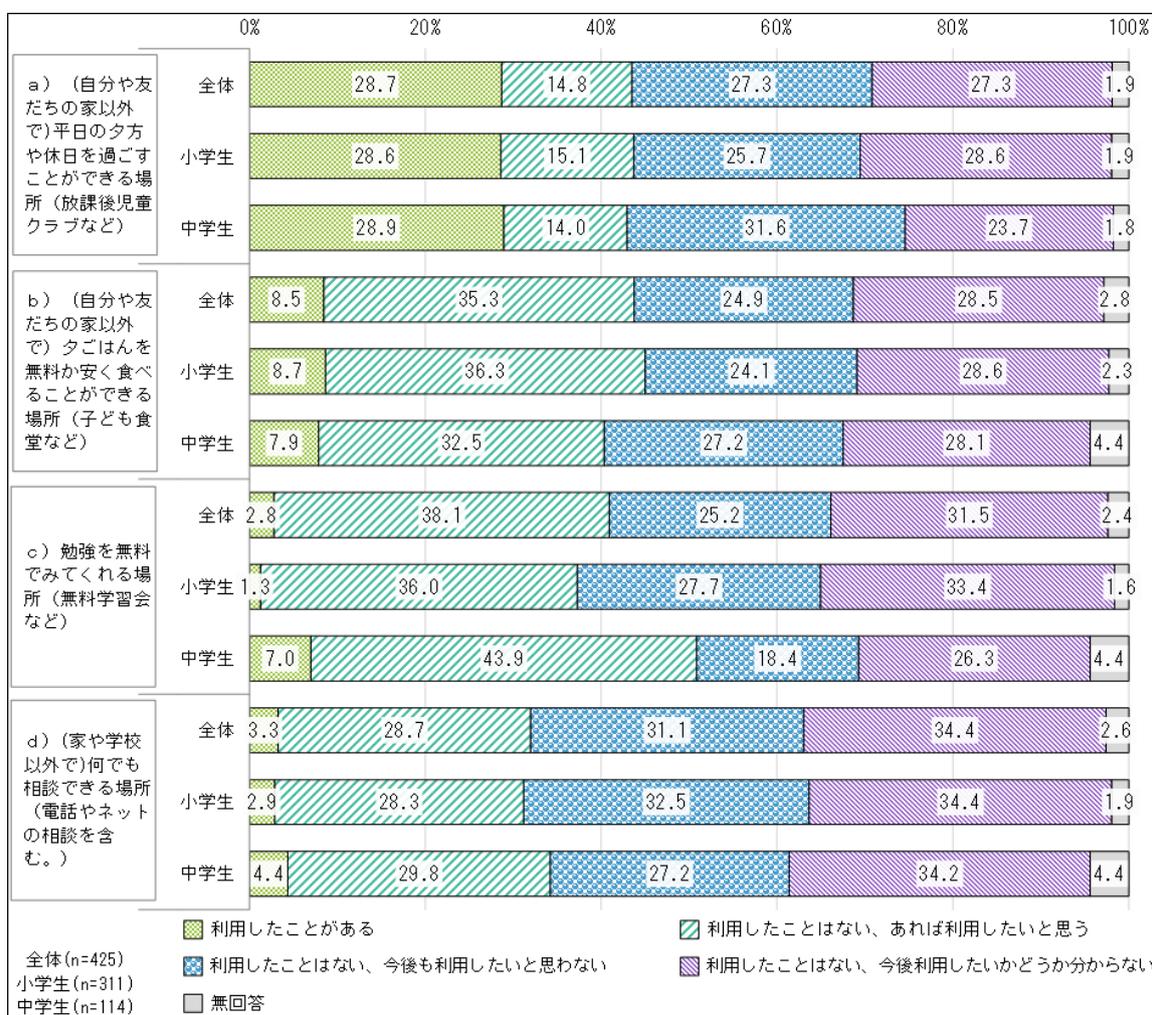
小・中学生ともに「両親が、別居または離婚をしたことがある」（小：11.6%、中：11.4%）が最も高くなっており、それ以外は1割を切っています。



⑪ あなたは、次のa～dのような場所を利用したことがありますか。また、利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか。

小・中学生の約3割が「(自分や友だちの家以外で)平日の夕方や休日を過ごすことができる場所(放課後児童クラブなど)」を「利用したことがある」と回答していますが、それ以外の利用経験は1割を切っています。

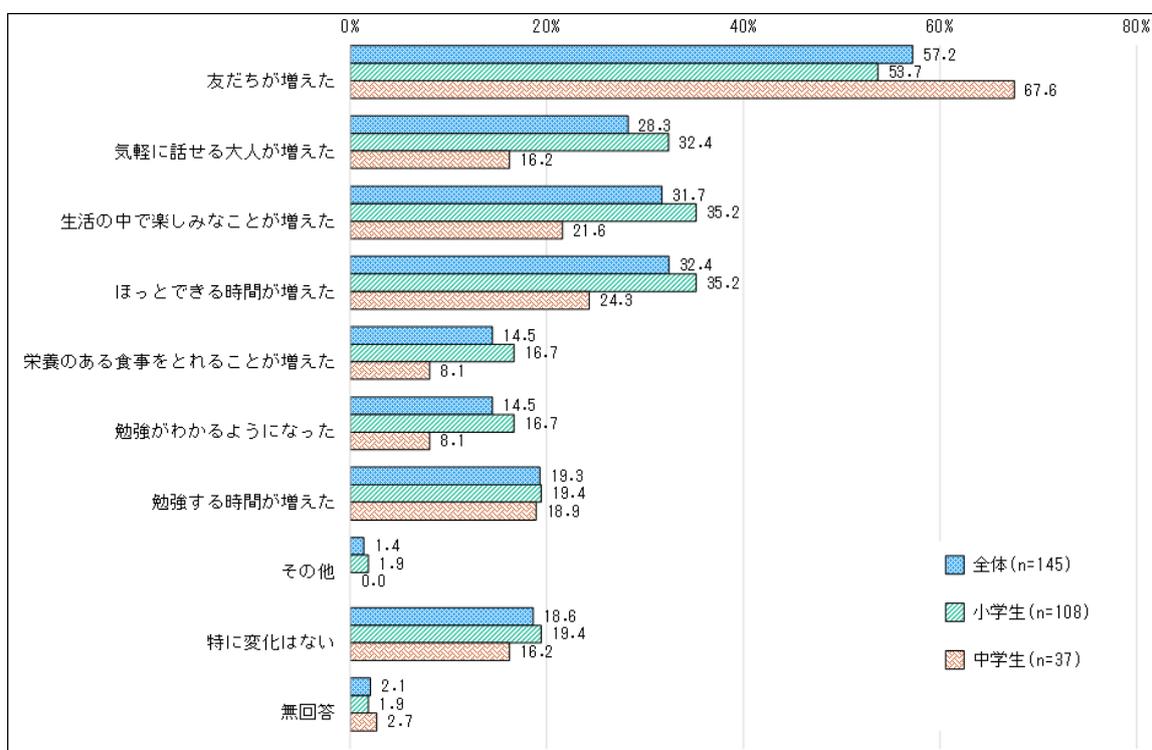
今後の利用意向「利用したことはない、あれば利用したいと思う」が最も高いのは、小学生では「(自分や友だちの家以外で)夕ごはんを無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)」36.3%、中学生では「勉強を無料でみてくれる場所(無料学習会など)」43.9%となっています。



⑫ 放課後児童クラブや子ども食堂、無料学習会などを利用したことで、以下のような変化がありましたか

小・中学生ともに「友だちが増えた」(小：53.7%、中：67.6%) が最も高く、次いで、小学生では「生活の中で楽しみなことが増えた」「ほっとできる時間が増えた」35.2%、中学生では「ほっとできる時間が増えた」24.3%となっています。

小学生は中学生と比べて「気軽に話せる大人が増えた」「生活の中で楽しみなことが増えた」「ほっとできる時間が増えた」が高く、「友達が増えた」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。

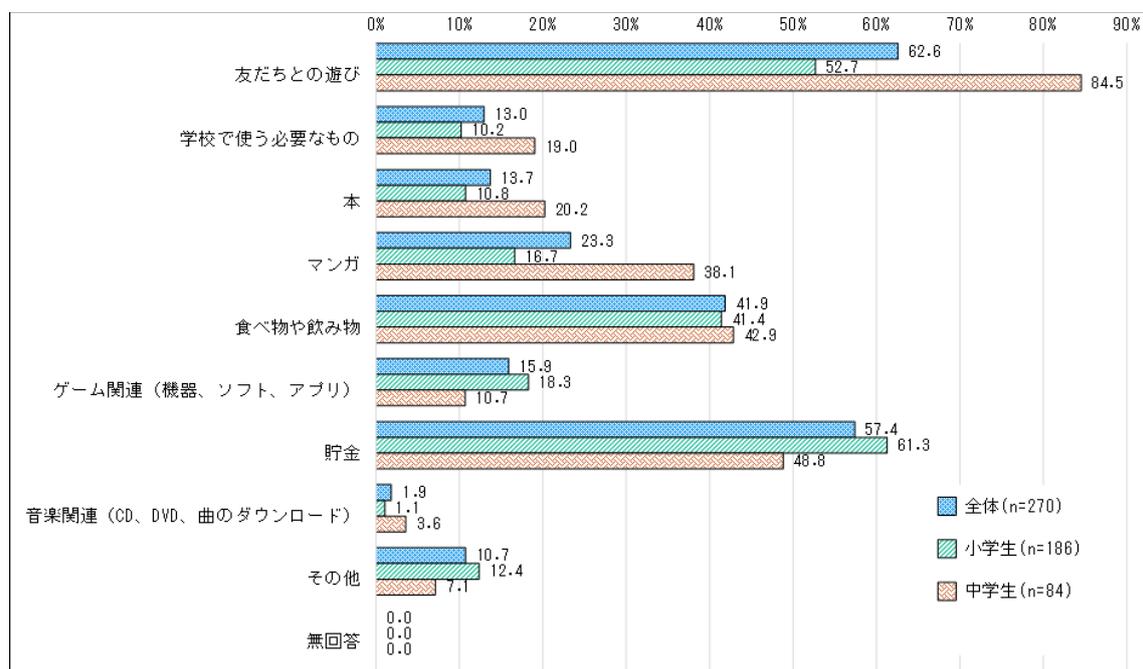


⑬ 毎月のおこづかいは、何に使っていますか

小学生では「貯金」が61.3%と最も高く、次いで「友達との遊び」52.7%、「食べ物や飲み物」41.4%となっています。

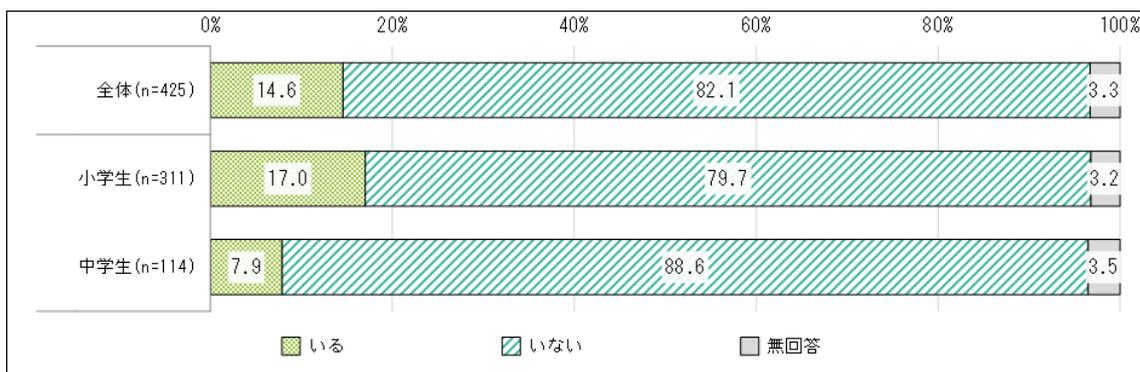
中学生では「友だちとの遊び」が84.5%と最も高く、次いで「貯金」48.8%、「食べ物や飲み物」42.9%となっています。

中学生では小学生と比べて「友だちとの遊び」「マンガ」が高く、「貯金」が低くなっており、10ポイント以上差が生じています。



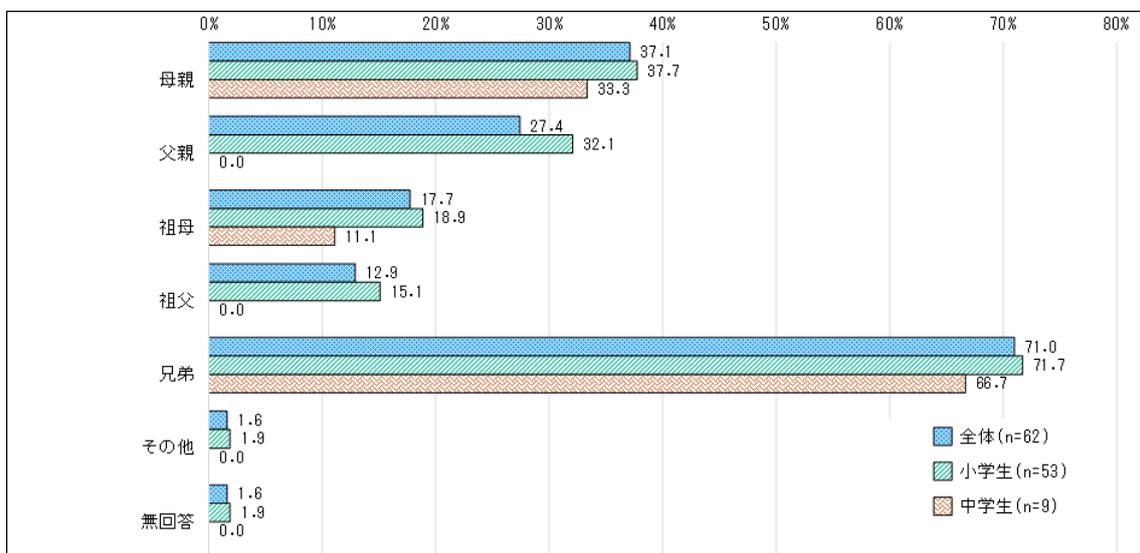
⑭ 家族の中に、あなたがお世話をしている人はいますか

小・中学生ともに約8割が「いない」（小：79.7%、中：88.6%）と回答しており、「いない」が「いる」を大きく上回っていますが、小学生では約2割は家族の中にお世話をしている人が「いる」と回答しています。



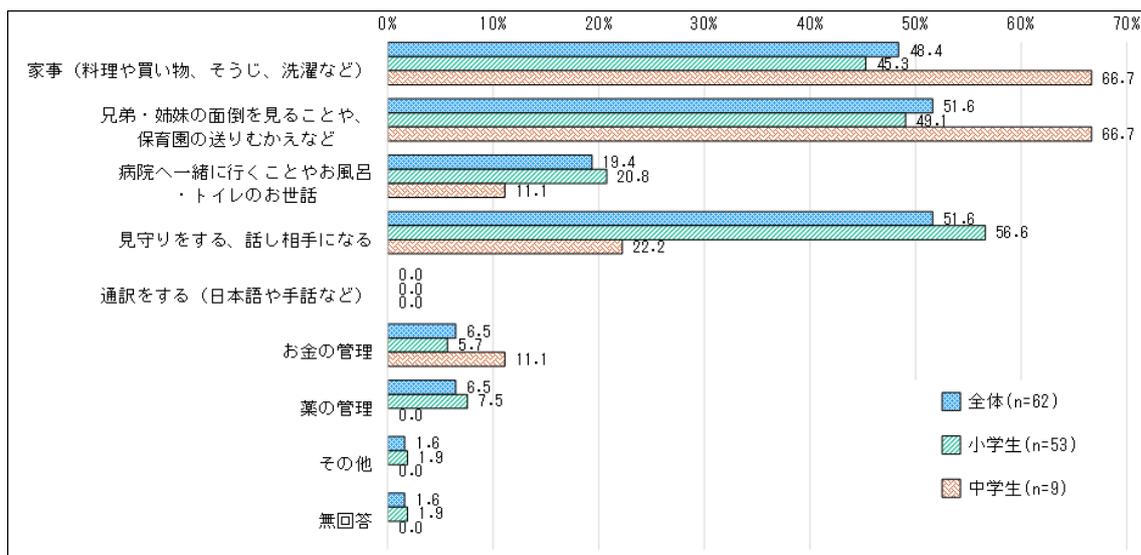
⑮ 誰のお世話をしていますか

全体では「兄弟」が71.0%と最も高く、次いで「母親」37.1%、「父親」27.4%となっています。



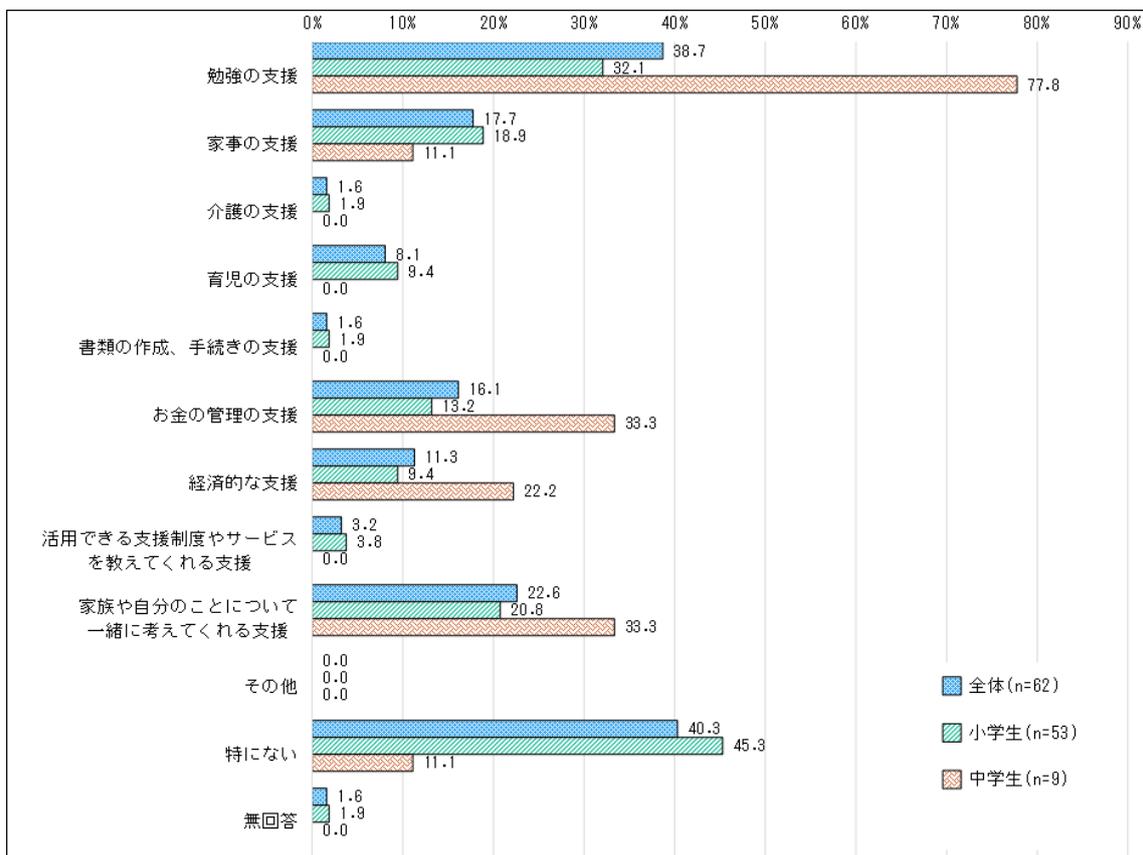
⑩ あなたがしているお世話の内容を教えてください

全体では「兄弟・姉妹の面倒を見ることや、保育園の送りむかえなど」「見守りをする、話し相手になる」が 51.6%と最も高く、次いで「家事（料理や買い物、そうじ、洗濯など）」48.4%、「病院へ一緒に行くことやお風呂・トイレのお世話」19.4%となっています。



⑰ あなたが今欲しいと思う支援はありますか

全体では「特にない」が40.3%と最も高く、次いで「勉強の支援」38.7%、「家族や自分のことについて一緒に考えてくれる支援」22.6%となっています。



4 こども・若者の意識調査結果

○調査対象者：佐々町在住の若者（16歳～39歳）

○実施期間：令和6年12月10日（火）～令和7年1月10日（金）（32日間）

○調査方法：ホームページで意見の募集を行い、メールによる回答をいただきました。また、商工会青年部のご協力や「二十歳のつどい」開催時にパネルに意見を貼り付けていただくことで若者の意見収集を行いました。

回答の種類	コメント数
メール	5件
商工会青年部	12件
二十歳のつどい	15件
合計	32件



○調査対象者：高校生

○実施日：令和6年12月17日（火）

清峰高校の3年生から、「佐々町の子どもを将来も佐々町に残すためには」をテーマに課題研究発表をしていただき、佐々町の魅力をアピールすることが将来的にこどもを町に残すことにつながるのご意見をいただきました。また、学生と佐々町職員で意見交換を行いました。



第3章 第2期計画の主な取組状況と課題

1 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第2期計画で設定した見込事業量に対する実績は以下のとおりです。

1) 教育や保育事業

○教育事業【1号認定（3～5歳児）】

(単位：人)

(利用人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値 (見込)	町内施設	61	75	51	53
	町外施設	62	66	59	60
実績値	町内施設	64	47	49	48
	町外施設	53	47	34	36
	町内定員	120	120	60	60

令和2・3年度の利用実績が減少傾向にあったことから、令和4年度から計画値(見込量)を見直すとともに、町内施設の定員変更を行いました。

○保育事業【2号認定（3～5歳児）】

(単位：人)

(利用人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値 (見込)	町内施設	287	306	318	324
	町外施設	22	23	39	40
実績値	町内施設	227	317	323	325
	町外施設	30	46	41	49
	町内定員	281	281	341	341

教育認定が減少傾向である一方、保育ニーズが高かったことから、令和4年度から計画値(見込量)を見直すとともに、町内施設の定員変更を行いました。

○保育事業【3号認定（0歳児）】

(単位：人)

(利用人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値 (見込)	町内施設	31	31	32	32
	町外施設	1	1	7	7
実績値	町内施設	72	73	77	70
	町外施設	27	14	16	26
	町内定員	58	58	58	58

各年度において、0歳児の保育利用は、計画値を大きく上回りました。

○保育事業【3号認定（1・2歳児）】

（単位：人）

（利用人数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値 （見込）	町内施設	247	231	190	191
	町外施設	28	27	32	31
実績値	町内施設	178	199	188	170
	町外施設	30	33	33	27
	町内定員	177	177	177	177

前計画期間中は、1・2歳児の保育ニーズは横ばいで推移しました。

2) 地域子ども・子育て支援事業

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

（平均利用児童数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	316	310	314	308
	確保の内容	240	240	240	240
実績値		187	191	204	190

町内の2施設（佐々学童保育施設、口石学童保育施設）において、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の遊びや生活の場を提供しました。

○地域子育て支援拠点事業

（単位：人／年）

（子どもの利用人数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	1,040	1,040	1,040	1,040
	確保の内容	1,400	1,400	1,400	1,400
実績値		1,522	1,181	1,455	1,442

佐々町総合福祉センターで、乳幼児及びその保護者が交流を行う場所「ぷくぷくクラブ」を火・水・金曜日に開設しました。

○一時預かり事業（幼稚園型）

（単位：人／年）

（延べ利用人数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	11,071	11,740	11,588	11,835
	確保の内容	11,071	11,740	11,588	11,835
実績値		11,246	12,021	9,418	10,239

1号認定（教育認定）により認定こども園を利用されている方による一時預かり事業を行いました。

○一時預かり事業（保育所や認定こども園による保育を受けていないこどもの一時預かり（ありす））

（単位：人／年）

（延べ利用人数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	157	155	155	154
	確保の内容	177	177	177	177
実績値		124	144	148	142

保育所や認定こども園による保育を受けていない子どもを一時的に預かる事業「ありす」を、佐々町総合福祉センターで実施しました。

○病児・病後児保育事業（病後児対応型）

（単位：人／年）

（延べ利用人数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	210	210	210	210
	確保の内容	300	300	300	300
実績値		39	155	27	63

町内の2施設において、病後児を安心して預けられる環境を整えました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績値にばらつきがあります。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

基本目標1) こどもが遊び学ぶための場と機会づくり

〈取り組み状況〉

基本施策1 こどもが元気に遊び学べる場や機会の提供

皿山公園、千本公園、でんでんパークなど、大小の公園が整備され、町民の憩いの場として活用されています。公園内の遊具がリニューアルされ、こどもの年齢に応じた遊びの場が拡充されました。

佐々っ子放課後子供教室推進事業の一環として、小学生を対象に知識・見識を広めることを目的とした体験型の教室「さざっ子ワクワクまなびタイム」を開催しました。内容については食品サンプル作りや、生け花、料理教室などを行いました。

基本施策2 スポーツによるまちづくりの推進

スポーツ少年団に加入している団体に対して活動実績に対して補助金を交付し、各部における活動や各種大会に要する経費に活用され、活動の充実が図られました。また、スポーツ少年団母集団研修会を開催し、スポーツ指導者の育成・確保に努めました。

基本施策3 町の施設の利用状況などの情報発信の強化

施設のWEB予約を開始し、予約状況をどなたでも確認できるようになりました。

基本施策4 図書館機能の充実

5月から2月にかけて「よっといで お話の世界へ」と称して、小学校低学年を対象とした図書館における読み聞かせを実施しました。令和5年度は11回実施し合計102名の参加がありました。

また、「としょかんこどもまつり」や、「としょかん夏まつり」など図書館独自のイベントを開催し、こどもを含む人々が集う機会を作りました。

図書館機能の向上については、令和5年3月に策定された地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、図書館の照明をLED化し、図書館を訪れたくなるような明るい雰囲気になりました。

佐々町立図書館協議会を開催し、ボランティア団体や学校関係者、利用者の方を交えて協議を行いました。

基本施策5 科学に触れる機会の充実

中学校において、計測制御のプログラミングによる問題解決学習を行いました。

また、小学校において、講師を招聘して理科の面白実験を実施しました。

基本施策6 芸術に触れる機会の確保

年に1回、交互に小学生と中学生を対象とした鑑賞会を行い、芸術文化に触れる機会の確保に努めました。

また、町民文化祭や青少年音楽祭を開催し、こどもたちの作品の出展や芸術発表の場の充実を図りました。

基本施策7 地域を学ぶ機会づくり

小学校に町指定無形文化財である「神田雅楽」を招き演奏に触れる機会を作りました。

また、総合学習の時間に、郷土史家からお話を聞く課外活動を行いました。

基本目標2) こどもを守る

〈取り組み状況〉

基本施策1 地域との連携でこどもを守る

年間4回の交通安全運動期間中、交通安全母の会との連携を図りながら、交通事故防止、交通安全の啓発を行いました。

町内すべての保育所等の園児を対象に、年6回交通安全指導員による交通安全教室を実施しました。

行政、小中学校、PTA、警察署等の関係機関で連携し、児童生徒の通学路における交通安全の視点と防犯の視点の両面から危険個所の点検を行いました。

佐々町青少年健全育成会で各町内会の危険個所に看板を作成し設置しました。

家庭・学校・地域住民の三者が連携して、登校時の立哨など地域見守り活動を実施しました。

佐々町青少年健全育成会活動により、夜間パトロール、有害図書類回収（白ポスト）を行いました。

各学校で、メディア安全指導員によるメディアに対しての関わり方や使い方について講演していただきました。

基本施策2 情報伝達のスピードアップと伝わる範囲の拡大

保護者や地域の方の携帯電話に学校の連絡事項を、一斉にオンラインで配信できる仕組みを構築しました。

基本目標3) 地域で育てる

〈取り組み状況〉

基本施策1 子育て情報の発信

町広報紙、ホームページ、データ放送、LINEを活用した情報発信を行いました。

また、「佐々町子育て応援ブック」を作成して全戸配布を行い、子育て情報の周知に努めました。また、母子手帳アプリ「母子モ」を導入し、提供を始めました。

佐々町青少年健全育成会での研修や、町内会子ども会に対して事業説明会を開催し、子育て情報を発信しました。

乳幼児の子を持つ親を対象とした「あひる学級」を開講し、同世代の子を持つ親同士のコミュニティの醸成を図りました。

基本施策2 多世代の交流

町内会集会所を地域活動の拠点として、多世代の町民が参加、交流する「地域まるごとサロン」を推進しました。

町内会公民館、女性学級（婦人会）、こども会に補助金を交付し、多世代交流の活性化を図りました。

青少年音楽祭や公民館フェスティバルなど、多世代が交流できるイベントを実施しました。

基本施策3 ライフキャリア教育の推進

小学校では、町内の公共機関やスーパーマーケット等での職場見学や地元陶芸家を招いての授業、地元農家の協力を得ながら田植え活動や稲刈りなどの農業体験学習を行いました。

中学校では、町内事業所での職場体験学習や町内に居住されている就業者を学校に招いて「生き方講座」を実施しました。

基本施策4 こども・子育てに関連する団体・機関の連携

令和5・6年度の2か年で、県の委託事業として、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について、「学びの連続性を見通した連携」に視点をあてた研究を第2保育所を中心として町内各保育所等及び町内小学校と協力し実施しました。

幼保小連携協議会を2回開催し、保育所児童保育要録等、小学校指導要録についての研修や、講師を招いて幼保小の望ましい連携について研究協議などを行いました。

保育所等の職員が小学校の学校公開日において授業参観に参加し、小学校での児童の様子を小学校の先生と共有し、今後の情報交換ができるように努めました。

小学校という新しい環境にスムーズに適応し、意欲的に活動できるようにするために、町内4園の年長児同士の交流会や、年長児と小学1年生の交流会（学校施設探検、授業

体験等）を行いました。

令和5年度から会議の在り方を見直し、年長園児の小学校生活がスムーズにいくように、保育所等の職員が直接小学校に出向き、情報交換を行いました。

基本施策5 教育・保育の質について研修・議論の取組み

子ども子育て会議において、保育所のあり方、保育の質等について議論を行いました。佐々町で育つ子どもたちが、町を好きになるような、自然や歴史に触れる機会の創出、ふるさと教育の必要性について意見が出されました。

また、町内の障がい関係の事業所や保育士を対象とした発達障がい児の研修会を開催しました。

基本施策6 公立保育所の役割の検討

子ども子育て会議において、公立保育所の役割等について議論を行いました。その中で公立保育所は、町内園のリーダー的役割に期待するという意見等が出されました。また、災害時対応の共有や、医療的ケア児の受入れは継続して取り組んでいただきたいという要望がありました。

基本目標4) 子育て支援体制の充実

〈取り組み状況〉

基本施策1 子育ての相談窓口の設置

子育て世代の相談を子育て支援センターを窓口として相談対応を行いました。

また、健診等を通じ、発育・発達の相談を専門相談や発達専門外来を介して早期療育が図れるよう対応しました。

児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護する子育て短期支援事業を実施しました。

また、要支援・要保護児童については、要保護児童対策協議会で個別に支援を行いました。

基本施策2 妊娠期からの継続的な支援

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため、妊娠期からの支援として全妊婦訪問を実施し、出産後の乳児家庭全戸訪問、各種健診・相談対応に加え、関係機関と情報共有を行い、対象者の支援を行いました。

また、関係機関との連携を深めるとともに、新たにボランティア評価事業を子育て世代に拡充して家事・育児等の支援を強化することで、虐待の未然防止や、早期対応ができるよう体制を図りました。

3 佐々町を取り巻く課題

1) 子育て家庭への支援の充実

子ども・子育てに関するアンケート調査による「気軽に相談できる先」について、公的機関を選択する割合が低かったため、相談窓口などの周知を強化する必要があります。

2) 子育てに要する経済的な負担の軽減

子ども・子育てに関するアンケート調査による「理想とするお子さんの人数を実現できない理由」について、「子育てや教育にお金がかかる」との回答が最も多くなっています。

様々な状況にある家庭に対する経済的な負担軽減が求められます。

3) 居場所づくり・学習・進学への支援

自由回答では、屋内で遊べる場所や集まれる場所、学習できる場所についてのニーズが多くあり、新たな居場所づくりが求められています。

また、子ども・子育てに関するアンケート調査による「子育てをされていて感じる悩み」について、「子どもの学力」との回答が最も多くなっています。

個々の状況に応じた多様な学びや学校・地域・行政等の垣根を超えた連携により、学習や知識取得の機会を提供する必要があります。

4) 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

本町における子育てに関する相談件数は年々増加している状況にあります。また、ヤングケアラーについては、子どもの生活状況調査によると1割強のこどもが家族のお世話をしていると回答しています。

子育てに困難を抱える保護者や家庭状況が負担となっているこどもが顕在化しているため、関係機関が連携し困難を抱えている家族の早期発見や把握、適切な支援が必要です。

5) 若者支援の充実

子どもの生活状況調査による「どのような進路を希望していますか」について中学生は、「高校から専門学校に進学」を希望する回答が最も多く、2番目が「高校（または5年生の高等専門学校）から大学に進学」との回答が多くなっています。

こどもや若者が家庭の経済状況にかかわらず、高校や大学に進学するチャンスを確保できるよう、就学支援が必要です。

また、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱える若者、その家庭に対する相談支援体制の充実が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

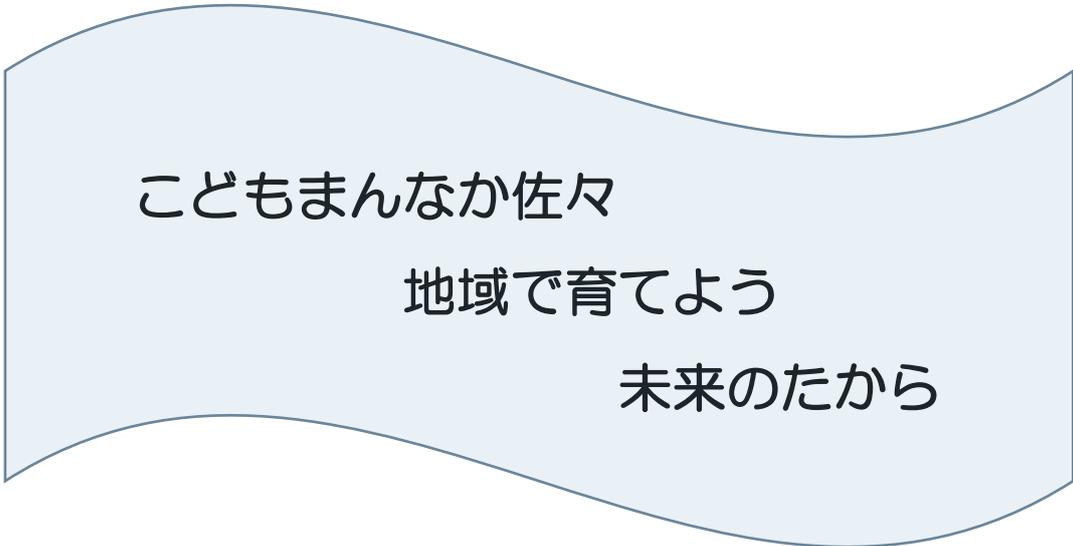
1 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

次世代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、「こどもまんなか佐々 地域で育てよう 未来のたから」を基本理念として、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、すべての人がこどもと一緒に元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

こどもや若者は、未来のまちの担い手です。誰もが安心してこどもを生き育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望をもって、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりをめざします。

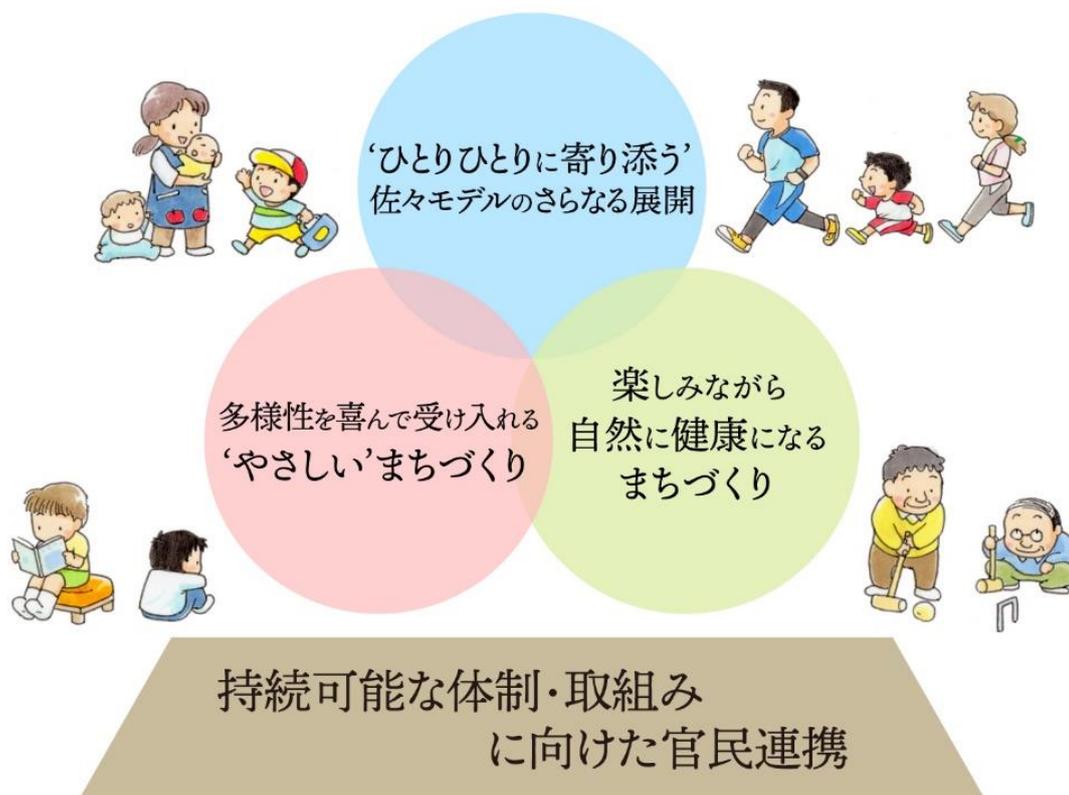


こどもまんなか佐々
地域で育てよう
未来のたから

2 基本方針

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、4つの基本方針を掲げ、こどもまんなか社会を目指します。

- 基本方針1 “ひとりひとりに寄り添う” 佐々モデルのさらなる展開
- 基本方針2 多様性を喜んで受け入れる“やさしい”まちづくり
- 基本方針3 楽しみながら“自然に健康になる”まちづくり
- 基本方針4 持続可能な体制・取組みに向けた官民連携



これらの基本方針は、令和5年度に策定した佐々町保健福祉総合計画に掲げた基本方針でもあります。現在、この基本方針に基づき、多世代に関する各種保健福祉施策に取り組んでいるところですが、こどもに関する施策のみを切り離せるものではありません。そのため、同様の方針のもとにこども・若者・子育て世帯に係る支援に取り組ま

3 施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策
	1) “ひとりひとりに寄り添う” 佐々モデルのさらなる展開	<ul style="list-style-type: none"> • 社会で支えるこどもの貧困対策 • 障がい児支援や医療的ケア児などへの支援 • 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援 • こどもや若者の自死対策、犯罪などからこどもや若者を守る取組 • こどもや若者の生活基盤の支援
こども まんなか佐々 地域で 育てよう	2) 多様性を喜んで受け入れる “やさしい” まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> • 妊娠から出産、子育て期の健康の確保 • 子育ての悩みや不安への支援 • 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 • 地域で支える子育ての推進
未来のたから	3) 楽しみながら “自然に健康になる” まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> • 質の高い教育や保育の提供の充実 • 教育や保育施設と学校の連携の推進
	4) 持続可能な体制・取組みに向けた官民連携	<ul style="list-style-type: none"> • 地域と連携した学校教育の推進 • こどもの居場所づくりの推進 • いじめ防止対策の推進 • 不登校のこどもへの支援

4 SDGsの理念を踏まえた取組について

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。



SDGs (持続可能な開発目標) の17の目標

本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールを次項に示します。

事項に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであるとともに、本町の各種計画の推進によって達成されるゴールであることを認識しながら、取組を進めていきます。

本計画と関わりの深いSDGsのゴール

目標 (Goal)	説明
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困をなくそう】</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓をゼロに】</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【すべての人に健康と福祉を】</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【質の高い教育をみんなに】</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【ジェンダー平等を実現しよう】</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>

第5章 施策の展開

1 “ひとりひとりに寄り添う” 佐々モデルのさらなる展開

1) 社会で支えるこどもの貧困対策

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを町民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。このため、地域や社会全体での課題を解決するという認識のもと、生活の安定に資する支援、保護者への就労支援、経済的支援を進めます。

すべてのこどもや若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。学校や地域における関係機関・団体が連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、町、民間の企業・団体などの連携または協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

No.	施策項目	施策内容
1	多機関の協働による包括的支援体制の構築	佐々町における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進します。 児童家庭支援センターや児童相談所などとの連携や、多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないように支援体制を構築します。 民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、地域のこどもを取り巻く環境を把握します。
2	生活困窮者相談窓口の設置	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援をします。

3	保育料等の軽減	<p>保育料の無償化対象児童（3歳児から5歳児または住民税非課税世帯の0歳児から2歳児）以外の保育料を国基準より低く設定し、保護者の保育料負担を軽減します。</p> <p>さらに、0歳児から2歳児のひとり親や低所得世帯について、保育料を免除し、さらなる負担軽減を図ります。</p> <p>また、保育料や副食費の無償化については、国の施策の方向性や施策の有効性などを勘案し検討を行います。</p>
4	就学援助制度の実施	<p>経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して、教科用図書費や学用品費、給食費等に対する援助を行います。</p>
5	奨学金の支給	<p>経済的理由により就学が困難で、かつ人物・学業ともに奨学生としてふさわしい高校3年生を対象に奨学金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽ばたけ若者人材育成奨学金支給
6	学校での相談支援体制の充実	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、こどもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。</p>
7	ひとり親家庭などへの支援	<p>相談者や関係機関などの連絡連携を図り、就労支援や食糧支給、経済的負担軽減などにより、困窮している家庭状況の改善を図ります。</p>
8	地域で居場所づくりに取り組む団体への支援	<p>こども食堂など、地域の多様な活動等と連携または協働することを検討して取り組みます。</p>



2) 障がい児支援や医療的ケア児などへの支援

障がいや発達に特性のあるこどもや若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこどもや若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所などへの巡回支援の充実を図るなど、地域における支援体制の強化や保育所などにおけるインクルージョンを推進します。

医療的ケア児、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援やサービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携のもとで早い段階から行っていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	障がい児のための相談支援体制の充実	障がい児が自立した日常生活または社会生活が営めるよう、相談支援体制を整備し相談支援事業の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 障がい児相談体制の充実 小児発達専門外来の設置 地域生活支援事業などの実施
2	障がい児通所支援事業の実施	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」事業を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」事業を実施します。さらに、保育所などを訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
3	医療的ケア児支援	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や保育所での預かり等を実施します。

4	発達に特性のある子どもへの支援	臨床心理士によるペアレントトレーニング（保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得することで、子どもの行動変容を促すプログラム）を実施します。 また、必要に応じ県の事業を紹介します。
5	特別児童扶養手当の支給など	障がい児のいる家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・重度心身障がい児（者）の福祉医療費助成制度による医療費の助成
6	特別保育サービスの実施	保護者の就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業（保育所の開所時間を超えた保育の提供） ・障がい児保育事業（障がいのある子どもを受け入れて集団保育を実施） ・病児・病後児保育事業（病気または病気の回復期にある子どもを対象に、保育所で集団保育できない、または保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育をする事業）
7	配慮を有する乳幼児・児童・生徒への支援の充実	配慮を有する乳幼児・児童・生徒に対する適切な支援を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級、通級指導教室などへの支援体制の充実 ・専門医、カウンセラー、特別支援教育コーディネーターなどによる研修会の開催 ・保護者への情報提供として、相談支援ファイル及び相談マップを必要に応じて配布します。 ・発達の相談や検査の実施体制の充実を図ります。
8	放課後児童クラブへの支援が必要な子どもの受け入れ	医療的ケアを必要とする場合を除き、特に支援を要する子どもの放課後などにおける居場所を確保し、健全な育成を図ります。

3) 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

全国的な虐待相談対応件数の増加が社会問題となる中、本町においても子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、支援を要する世帯に対する包括的な支援体制の強化を図ります。

こども家庭センターの設置を契機として、訪問家事支援などの家庭支援事業を推進するとともに、地域の子育て支援の中核的な役割を担うこども家庭センターが、保育所、学校、または、支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークや県の関係機関と連携して、支援の必要なこどもや家庭を継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

また、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む女性に対する相談や日常生活の支援、関係機関との調整などの支援の強化に取り組むとともに、こうした支援が必要な方に届くよう相談窓口の周知に取り組みます。

こども家庭センターの役割として、虐待を受けたこどものトラウマを含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援などがあり、こどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められます。新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の専門資格の取得促進に取り組むとともに、相談支援の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進を進めます。

子ども・若者育成支援促進法において支援対象として明記されたヤングケアラーについては、本来大人が担うと想定されるような家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者が遊びや勉強、進学や就職の準備などの時間が奪われるなど、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者の健やかな成長や社会的自立の妨げとなる重大な権利侵害となります。ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いたうえで、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	多機関の協働による包括的支援体制の構築（再掲）	佐々町における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進します。 児童家庭支援センターや児童相談所などとの連携や、多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないように支援体制を構築します。 民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、地域のこどもを取り巻く環境を把握します。

2	<p>児童虐待防止対策とヤングケアラーなどへの相談支援</p>	<p>こどもの権利を普及啓発し、社会全体で虐待やヤングケアラー支援の理解を深め、こども及びその家庭に対し、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関との連携を通じて、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援に努めています。</p> <p>こどもが家庭で健やかに成長できる環境づくりを進めるため、普及啓発を通じて、こどもの権利に関する理解促進に努めます。</p> <p>複合的な課題を抱えた困難事例に対しては、庁内・外の多機関との連携を通じて、早期対応に努めると共に支援の質を担保できるよう、専門研修会に積極的に参加し、職員個々の専門性の向上に努めます。</p>
3	<p>こども家庭センター利用者支援事業</p>	<p>すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的なマネジメントを実施します。</p>
4	<p>乳児家庭全戸訪問事業の実施</p>	<p>生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に訪問を行い、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげます。</p>
5	<p>養育支援訪問事業の実施</p>	<p>妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、保健師が家庭訪問により養育に関する相談・支援を行います。</p> <p>こども家庭センターにおいて、個々の家庭の課題やニーズに応じて家庭支援事業や母子保健事業、その他のサービス及び地域資源を組み合わせながら妊娠期からの継続的な切れ目のない相談・支援を行います。</p>
6	<p>子育て短期支援事業</p>	<p>保護者の疾病などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設等において一定期間、児童の養育または保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。</p>

4) こどもや若者の自死対策、犯罪などからこどもや若者を守る取組

こどもや若者の自死対策については、自死に関する情報の集約・分析などによる自死の要因分析やSOSの出し方、心の危機に陥った友人などからのSOSの受け止め方に関する教育を含む自死予防教育、相談支援体制の整備、ゲートキーパーなどによる自死予防への的確な対応を行い、こどもや若者の自死が増加する傾向にある長期休暇明け前後に集中的な啓発活動の取組を進めていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	地域におけるネットワークの強化	保健、医療、福祉、保育、教育、労働など、様々な分野において積極的に自死対策に参画することのできる環境を整え、地域における自死対策のネットワークを強化します。
2	学校での道徳教育の充実	小中学校の時期に命を大切にする心や思いやりの心の育成を図るため、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として一定期間学校を開放し、児童生徒の保護者や地域住民に学校の様子を見てもらえるように道徳の公開授業を行います。 また、命の大切さに関する講演会を行います。
3	メディアコントロール及びメディアリテラシー教育の推進	「こどもとメディア」の問題への対策として、こどもや保護者などに対する啓発や研修を実施してフィルタリングの利用を推進します。
4	学校での相談支援体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、こどもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
5	いじめ防止の取組	佐々町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処について、継続的に取り組みます。
6	不登校支援	ステップルーム（教室に行けない児童などの居場所）、フリースペースなすな（不登校の児童などの居場所）、サテライトあすなろ（適応指導教室）にお

		いて、不登校や不登校傾向のあるこども達の相談を受け、会話などをして過ごす居場所、また一人一人のこどもの状況に応じて、楽しめる活動や物づくり、学習をしながら、こども達が安心して過ごせる居場所を提供します。
--	--	---

5) こどもや若者の生活基盤の支援

こどもや若者が家庭の経済状況にかかわらず、高校や大学に進学するチャンスを確認できるように、就学支援を実施します。

ひきこもりやニートの状態にある、または進路や人間関係などに悩み、不安を抱える若者やその家庭に対する相談支援体制を充実させます。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた際の対処法をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報などをこどもや若者に周知します。

結婚を希望する若者がその希望を実現できない大きな理由として、経済的事情や仕事の問題に加え、理想の相手に巡り合う機会が挙げられます。このため、独身男女の出会いの機会や場を創出するためのイベントを開催する団体を支援します。また、長崎県婚活サポートセンター「あいたか」が運営する結婚及び婚活に関する相談事業やお見合いシステムの利用促進を支援します。

No.	施策項目	施策内容
1	奨学金の支給（再掲）	経済的理由により就学が困難で、かつ人物・学業ともに奨学生としてふさわしい高校3年生を対象に奨学金を支給します。 ・羽ばたけ若者人材育成奨学金支給
2	ひきこもり支援体制の充実	相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを行い、当事者及び家族への支援の充実を図ります。
3	婚活応援事業（補助事業）の推進	独身男女の出会いの場の創出を図るため、イベントを開催する団体を支援します。 長崎県婚活サポートセンター「あいたか」が運営する結婚及び婚活に関する相談事業やお見合いシステムの利用促進を支援します。

2 多様性を喜んで受け入れる“やさしい”まちづくり

1) 妊娠から出産、子育て期の健康の確保

不妊症や不育症、出生前検査など妊婦、出産に関する正しい知識の普及や相談支援体制の強化を図ります。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や教育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援などを行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ妊娠等包括相談支援事業（伴走型相談支援）と経済的支援を一体として実施します。

No.	施策項目	施策内容
1	妊娠、出産に関する正しい知識の普及や相談支援体制の強化	妊娠を考えている方や妊婦とその家族が必要な情報を得ることで、安心して妊娠期を過ごしながらか出産を迎え、家族で協力して子育てができるような支援を行います。 妊娠前からの健康管理（プレコンセプションケア）や不妊症・不育症に関する情報提供も含め、正しい知識の普及や相談支援体制を強化します。
2	こども家庭センター利用者支援事業（再掲）	すべての妊婦、子育て世帯、こどもに対し母子健康と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的なマネジメントを実施します。
3	産前・産後の支援の充実と体制強化	妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、産前・産後のケア事業を実施します。 妊婦・産婦健康診査の結果もふまえ、医療機関、助産院などの関係機関と連携して支援の必要な妊産婦、子育て世帯を早期に把握し、速やかに産後ケア事業や子育て世帯訪問サポート事業の支援につなげることで妊娠中や周産期うつ病の重症化予防を図るとともに産後の初期段階における支援を強化します。

4	妊婦健康診査	安全な分娩と健康な子の出産ため、医療保険が適用されない妊婦健診の費用を助成し、妊婦の健康管理の向上を図ります。
5	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に訪問を行い、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげます。
6	乳幼児健康診査などの実施	1か月、4～5か月、7か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳、5歳児を対象に健康診査や歯科健康診査を実施し、支援が必要と思われる乳幼児に対して、専門職などによる相談やペアレントトレーニングなど、適切な支援につなげます。 また、新生児の聴覚に関する障がいを早期に発見し、早期に療育などの適切な支援に繋げることを目的として、新生児聴覚検査の助成を行います。 受診勧奨や未受診児の状況把握に努めるとともに、支援の必要な児童に対しては保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関と情報共有、連携して適切な時期に支援を行います。
7	生活習慣の形成や定着、食育の推進及び妊娠等の正しい知識の啓発	こどもの頃からの生活習慣（生活リズム、排泄、睡眠、歯磨き、咀嚼、メディアなど）の形成や定着について普及啓発を行うとともに、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促し、家庭、地域、行政が連携して食育を推進します。 また、性や妊娠に関する正しい知識の啓発に努めます。
8	母子保健DXの推進	デジタル技術を活用して、母子健康や予防接種、子育てに関する情報を適切に提供するように努めます。 健診、予防接種などの健康情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化を推進します。

9	地域子育て支援拠点事業（ぷくぷくクラブ）の推進	ぷくぷくクラブは、子育て支援の拠点施設として相談事業、交流事業、学習事業を3本の柱として取組を進めながら、併せて子育て中の家族が気軽に集い、いつでも相談できる場所として施設を提供します。また、より多くの方に利用いただくため、検診などの機会を活用してぷくぷくクラブの存在と事業内容を周知します。
10	こどもの健康に関する電話相談の推進	小児科医が不足する中、こどもの病気やケガに関して看護師などが無料で、応急処置の方法や医療機関受診の可否等について相談できる窓口を提供することにより、保護者の不安解消に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県子ども医療電話相談事業（#8000） ・長崎県救急安心センター事業（#7119）
11	休日在宅当番医の実施	休日在宅当番医による診療より、日曜日に救急医療を提供します。

2) 子育ての悩みや不安への支援

在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。また、虐待予防の観点からも、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、デジタル機器を利用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもに対する親としての関わり方によっては、こどもに悪影響があることを親に伝え、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する保健、医療、福祉、保育、教育などの関係者との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保するなど、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

No.	施策項目	施策内容
1	子育て学習の支援	乳幼児を持つ親のための講座を実施し、望ましい親のありかたや仲間づくり等広い視野での子育て学習の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・あひる学級

2	こども家庭センター利用者支援事業（再掲）	<p>すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。</p> <p>個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的なマネジメントを実施します。</p>
3	母子保健DXの推進（再掲）	<p>デジタル技術を活用して、母子健康や予防接種、子育てに関する情報を適切に提供するように努めます。</p> <p>健診、予防接種などの健康情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化を推進します。</p>
4	産前・産後の支援の充実と体制強化（再掲）	<p>妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、産前・産後のケア事業を実施します。</p> <p>妊婦・産婦健康診査の結果もふまえ、医療機関、助産院などの関係機関と連携して支援の必要な妊産婦、子育て世帯を早期に把握し、速やかに産後ケア事業や子育て世帯訪問サポート事業の支援につなげることで妊娠中や周産期うつ病の重症化予防を図るとともに産後の初期段階における支援を強化します。</p>
5	地域子育て支援拠点事業（ふくふくクラブ）の推進（再掲）	<p>ふくふくクラブは、子育て支援の拠点施設として相談事業、交流事業、学習事業を3本の柱として取組を進めながら、併せて子育て中の家族が気軽に集い、いつでも相談できる場所として施設を提供します。また、より多くの方に利用いただくため、検診などの機会を活用してふくふくクラブの存在と事業内容を周知します。</p>

6	養育支援訪問事業の実施 (再掲)	妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、保健師が家庭訪問により養育に関する相談・支援を行います。 こども家庭センターにおいて、個々の家庭の課題やニーズに応じて家庭支援事業や母子保健事業、その他のサービス及び地域資源を組み合わせながら妊娠期からの継続的な切れ目のない相談・支援を行います。
7	子育て短期支援事業 (再掲)	保護者の疾病などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設等において一定期間、児童の養育または保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。
8	休日在宅当番医の実施 (再掲)	在宅当番医による診療より、日曜日に救急医療を提供します。
9	医療的ケア児支援(再掲)	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や保育所での預かり等を実施します。

3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て当事者が、経済的な不安を抱いたり、過度な負担を抱くことなく、子育てに向き合えるよう、児童手当の支給やこどもの医療費助成など、次世代を担うすべてのこどもの育ちを支える経済支援を行います。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当などによる経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などが適切に行われるよう取り組みます。

No.	施策項目	施策内容
1	子育て家庭への手当の支給	子育ての経済的負担を軽減し、安心してこどもが育てられる環境が整えられるよう子育て世帯に対して手当の支給を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の支給 ・誕生祝金の支給
2	子育て家庭への医療費の助成	乳幼児から高校生までの医療費の助成を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療助成金制度
3	保育料の軽減（再掲）	保育料の無償化対象児童（住民税非課税世帯の0歳児から2歳児）以外の保育料を国基準より低く設定し、保護者の保育料負担を軽減します。 さらに、0歳児から2歳児のひとり親や低所得世帯について、保育料を免除し、さらなる負担軽減を図ります。 また、保育料や副食費の無償化については、国の施策の方向性や施策の有効性などを勘案し検討を行います。
4	奨学金の支給（再掲）	経済的理由により就学が困難で、かつ人物・学業ともに奨学生としてふさわしい高校3年生を対象に奨学金を支給します。 <ul style="list-style-type: none"> ・羽ばたけ若者人材育成奨学金支給
5	ひとり親家庭などへの支援（再掲）	相談者や関係機関などの連絡連携を図り、就労支援や食糧支給、経済的負担軽減などにより、困窮している家庭状況の改善を図ります。
6	特別児童扶養手当の支給など（再掲）	障がい児のいる家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・重度心身障がい児（者）の福祉医療費助成制度による医療費の助成

7	放課後児童クラブ利用料の補助	放課後児童クラブを利用している児童の保護者で、児童扶養手当の受給等をしている家庭について、利用料金の補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業利用料補助金
---	----------------	---

4) 地域で支える子育ての推進

家庭内において育児にかかる負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子どもを育て、それを職場が応援し、地域社会全体で子育て世帯を支援する社会をつくるため、共働きや共育てを推進します。

性別に関係なく、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、事業者や勤労者の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	男女共同参画計画の推進	家庭・地域・職場などにおいて、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣などを男女共同参画の視点で見直すよう意識改革とともに、仕事と家庭の両立を支える環境づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画計画の推進 町広報紙による男女共同参画社会実現に向けた啓発
2	働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場環境（職場優先の意識や固定的な性別役割意識など）の改善のため、勤労者、事業主、地域住民などの意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。
3	保育の受入体制の充実	保育（2・3号認定）の受入体制充実に向け、関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。 <ul style="list-style-type: none"> 認可保育所の定員の適正化
4	こども誰でも通園制度	生後6か月から3歳未満の未就園のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、保育所などの施設で一定時間までの預かり事業を行います。

5	地域ぐるみの子育て支援の推進と学びや活動の場の創出	家庭、地域、学校、保育所等、放課後児童クラブが一体となり、こどもが育つ環境と体制の整備を進めます。
6	キャリア教育の推進	多様な人との対話によるロールモデルとの出会いや生き様、価値観に触れることで、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養うキャリア教育を地域や学校と協働して推進し、こどもたちの生きる力の育成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生き方講座 ・ 職場体験学習
7	ふるさと教育の推進	小中学校が地域と連携して、本町の豊かな自然を活かし、遊び、食、地域の文化を通じてふるさとを愛する意識の醸成と取組を支援します。また、食材の収穫体験活動を通じて、自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、地産地消を推進します。
8	地域交流活動の支援	保育所等と保護者や地域の人（高齢者、小中高校生など）との交流活動や地域の特色を生かした活動を支援します。
9	地域で居場所づくりに取り組む団体への支援（再掲）	こども食堂など、地域の多様な活動等と連携または協働することを検討して取り組みます。



3 楽しみながら“自然に健康になる”まちづくり

1) 質の高い教育や保育の提供の充実

幼児期の教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブなどの施設形態を問わず、安全で安心な環境の中で、教育や保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ、様々な文化的背景を持つこどもなど、配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。

また、幼児期におけるキャリア教育を推進するため、遊びや体験活動の充実、学びへのつながりやその機会を保障することの重要性を改めて認識したうえで、町、地域、学校、家庭、若者、民間団体などが連携して働ける体制や環境づくりを促進します。

No.	施策項目	施策内容
1	保育の受入体制の充実 (再掲)	保育(2・3号認定)の受入体制充実に向け、関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。 ・認可保育所の定員の適正化
2	幼児教育の受入体制の充実	幼児教育(1号認定)の受入体制充実に向け、関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。
3	特別保育サービスの実施 (再掲)	保護者の就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。 ・延長保育事業(保育所の開所時間を超えた保育の提供) ・障がい児保育事業(障がいのあるこどもを受け入れて集団保育を実施) ・病児・病後児保育事業(病気または病気の回復期にあるこどもを対象に、保育所で集団保育できない、または保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育をする事業)
4	こども誰でも通園制度 (再掲)	生後6か月から3歳未満の未就園のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、保育所などの施設で一定時間までの預かり事業を行います。

5	保育所や認定こども園、放課後児童クラブの施設などの整備	保育所や認定こども園、放課後児童クラブの熱中症対策や老朽化施設の改修、増改築、空調・照明(LED化)・防犯対策設備の整備に努めます。
6	遊具の整備	こどもが安心して遊べる場を確保するため、保育所や公園などの遊具の点検を行い、必要に応じて、遊具の整備や園庭の環境改善に努めます。
8	教育や保育の質向上のための研修の充実	教育や保育の専門性を高め質の向上を図るため、必要とされる専門スキルを持った人材を安定的に確保し、こどもを安心して育てることができる環境づくりを進めます。
9	こどもの主体性を育む教育や保育の支援	幼児教育アドバイザーによるこどもの主体性を育む教育や保育を推進し、町内保育所等の質の向上を図ります。
10	地域ぐるみの子育て支援の推進と学びや活動の場の創出(再掲)	家庭、地域、学校、保育所等、放課後児童クラブが一体となり、こどもが育つ環境と体制の整備を進めます。
11	地域交流活動の支援(再掲)	保育所等と保護者や地域の人(高齢者、小中高校生など)との交流活動や地域の特色を生かした活動を支援します。
12	中高生の保育体験プログラムの推進	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として町内保育所などで乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを推進します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業(保育)

13	生活習慣の形成や定着、食育の推進及び妊娠等の正しい知識の啓発（再掲）	こどもの頃からの生活習慣（生活リズム、排泄、睡眠、歯磨き、咀嚼、メディアなど）の形成や定着について普及啓発を行うとともに、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促し、家庭、地域、行政が連携して食育を推進します。 また、性や妊娠に関する正しい知識の啓発に努めます。
14	こどもが元気に遊び学ぶ機会の充実	様々な体験学習事業を行う私立幼稚園等に対し、補助を行う「佐々町私立保育園“さざっ子”育成プロジェクト事業」を行います。 また、「学校・家庭・地域連携協力推進事業」として、小学生を対象に知識・見識を広めることを目的とした体験型の教室「さざっ子ワクワクまなびタイム」を開催します。

2) 教育や保育施設と学校の連携の推進

地域や家庭の環境にかかわらず、すべてのこどもが、学びの連続性を踏まえ、こどもの発達にとって重要な遊びを通じて質の高い教育や保育を保障しつつ、教育や保育施設と小学校の関係者が連携し、円滑な接続に努めます。

また、食育活動の一環として小学校の献立を教育や保育施設の給食に取り入れ、学校給食に触れる機会を推進します。さらに、中高生が乳幼児との触れ合いを通じて保育の体験を行うキャリア教育を引き続き推進します。

No.	施策項目	施策内容
1	幼保小連携による情報共有・相互理解の推進	教育や保育施設の職員、小学校の教員を対象とした研修会を開催し、情報の共有により共通認識を持つことで相互理解を深め、課題の洗い出しや解決に向けて取り組んでいきます。 また、幼保小連携を強化しながら職員・教員相互の質の向上を図り、教育や保育で経験した学びが小学校への学びにつながる支援をします。

2	食育活動を通じた幼保小連携の推進	佐々町でとれた食材や季節食を含んだメニューを地産地消の食育の推進につなげます。幼保小連携の活動を広げていくため、学校給食に触れる機会を設け、食育活動を積極的に推進します。
3	中高生の保育体験プログラムの推進（再掲）	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として町内保育所などで乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを推進します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業（保育）



4 持続可能な体制・取組みに向けた官民連携

1) 地域と連携した学校教育の推進

すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を等しく尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、一人一人の学習進度や個性にあった学びと協働的な学びを一体的に充実します。

学校と地域が連携し、地域とともにある学校づくりと、こどもを地域全体で育みこどもをめぐる課題解決のため学校教育の推進に努めます。

No.	施策項目	施策内容
1	ふるさと教育の推進 (再掲)	小中学校が地域と連携して、本町の豊かな自然を活かし、遊び、食、地域の文化を通じてふるさとを愛する意識の醸成と取組を支援します。また、食材の収穫体験活動を通じて、自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、地産地消を推進します。
2	中高生の保育体験プログラムの推進 (再掲)	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として町内保育所などで乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを推進します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業 (保育)
3	地域ぐるみの教育システムの構築	地域の人材、自然、文化、歴史を活かし、学校、家庭、地域、関係機関などが、一体となって、地域ぐるみで教育を行う体制を構築します。
4	キャリア教育の推進 (再掲)	多様な人との対話によるロールモデルとの出会いや生き様、価値観に触れることで、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養うキャリア教育を地域や学校と協働して推進し、こどもたちの生きる力の育成を図ります。 ・生き方講座 ・職場体験学習

2) こども・若者の居場所づくりの推進

こども・若者の「居場所」とは、こどもや若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性など、すべてが「居場所」になり得ます。

しかし、その場を居場所と感ずるかどうかは、最終的に本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進します。

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の意見を聴きながら居場所づくりを推進します。

すべてのこどもが放課後を安全で安心して過ごし、多様な体験活動に参加できるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保します。また、集会所等を活用したこどもや若者の居場所づくりを支援します。

No.	施策項目	施策内容
1	放課後児童クラブの充実	保護者が仕事などで昼間家にいない小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を充実します。 公設施設の維持管理に努め、利用を希望する児童の受け入れ体制を維持します。 支援員の資質向上につながる研修を促進し、受講の機会を提供します。 利用児童数の増加に対応するため、公設施設に加え民間施設を活用した施設整備を推進します。
2	放課後児童クラブへの支援が必要なこどもの受け入れ（再掲）	医療的ケアを必要とする場合を除き、特に支援を要するこどもの放課後などにおける居場所を確保し、健全な育成を図ります。
3	フリースペースなすな（不登校の児童などの居場所）との連携	ボランティア団体を支援し、ひきこもりや不登校、学校には行けるけど教室に入れないなど、学校生活を安心して過ごすことができないこどもたちがゆったりと当事者の自主性にゆだね、自分のペースで過ごせる居場所づくりを推進します。
4	集会所等を活用したこども・若者の居場所づくり	集会所等を活用したこども・若者の居場所づくりを支援します。

5	地域で居場所づくりに取り組む団体への支援 (再掲)	こども食堂など、地域の多様な活動等と連携または協働することを検討して取り組みます。
---	------------------------------	---

3) いじめ防止対策の推進

すべての学校において、「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳の時間や学級・ホームルーム活動などにおけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関などとの連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、すべてのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に被虐待体験があったり、その保護者にも被虐待体験や経済的困難の問題があるなど、実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた状況把握と状況に応じた多面的な支援を講じます。

No.	施策項目	施策内容
1	いじめ防止の取組（再掲）	佐々町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処について、継続的に取り組みます。
2	学校での相談支援体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、こどもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
3	メディアコントロール及びメディアリテラシー教育の推進（再掲）	「こどもとメディア」の問題への対策として、こどもや保護者などに対する啓発や研修を実施してフィルタリングの利用を推進します。

4) 不登校の子どもへの支援

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう努めます。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備やICTなどを活用した学習支援またはフリースペースなすななどと連携して、不登校の子どもへの支援体制を充実、強化します。

No.	施策項目	施策内容
1	学校での相談支援体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、こどもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
2	フリースペースなすな（不登校の児童などの居場所）との連携（再掲）	ボランティア団体を支援し、ひきこもりや不登校、学校には行けるけど教室に入れないなど、学校生活を安心して過ごすことができない子どもたちがゆっくり、のんびり、自分のペースで過ごせる居場所づくりを推進します。
3	不登校支援（再掲）	ステップルーム（教室に行けない児童などの居場所）、フリースペースなすな（不登校の児童などの居場所）、サテライトあすなろ（適応指導教室）において、不登校や不登校傾向のある子ども達の相談を受け、会話などをして過ごす居場所、また一人一人のこどもの状況に応じて、楽しめる活動や物づくり、学習をしながら、子ども達が安心して過ごせる居場所を提供します。



第6章 子ども・子育て基本法に基づく事業計画

1 事業計画の策定

1) 量の見込みに基づく事業計画

子ども・子育て支援法第61条では、教育や保育の提供体制の確保や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について、計画期間における各年度の量の見込みに基づいて、計画的に推進することが求められています。本章では、幼稚園・認定こども園・保育所等の教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業について、将来人口見通しや提供実績、子育て家庭のニーズ等に基づいて算出した見込み量を示すとともに、計画期間中に確保すべき事業量と確保のための方策について定めます。

2) 教育や保育提供区域について

教育や保育や地域子ども・子育て支援事業の提供にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育や保育の利用状況、その他の条件を総合的に勘案して、教育や保育提供区域を設定することが法律上求められています。本町における教育や保育提供区域については、前計画に引き続き、佐々町全域を1区域とし提供区域として定めます。

2 教育や保育の量の見込み及び提供体制の確保

就学前のこどもの教育や保育については、こどもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、3つの認定区分に基づいて利用できる施設や時間が変わります。そのため、それぞれの認定区分別に量の見込みと確保方策を示すこととなります。

【認定区分】

年齢	3～5歳		0～2歳
認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象者	幼稚園等での教育を希望する場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用できる施設	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所・認定こども園 小規模保育施設

1) 教育事業【1号認定(3~5歳児)】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
町民による利用	74	76	73	71	69
他市町からの受入	1	1	1	1	1
量の見込み合計	75	77	74	72	70
確保方策					
町内施設	35	35	35	35	35
他市町での受入	40	42	39	37	35
確保方策合計	75	77	74	72	70

2) 保育事業【2号認定(3~5歳児)】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
町民による利用	355	341	330	320	311
他市町からの受入	15	16	15	13	13
量の見込み合計	370	357	345	333	324
確保方策					
町内施設	288	288	288	288	288
他市町での受入	82	69	57	45	36
確保方策合計	370	357	345	333	324

3) 保育事業【3号認定(0歳児)】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
町民による利用	66	64	62	60	58
他市町からの受入	6	6	6	6	6
量の見込み合計	72	70	68	66	64
確保方策					
町内施設	64	64	64	64	64
他市町での受入	8	6	4	2	0
確保方策合計	72	70	68	66	64

4) 保育事業【3号認定（1・2歳児）】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
町民による利用	230	230	230	230	230
他市町からの受入	13	11	11	11	11
量の見込み合計	243	241	241	241	241
確保方策					
町内施設	173	173	173	173	173
他市町での受入	70	68	68	68	68
確保方策合計	243	241	241	241	241

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

1) 開所時間延長促進事業（時間外保育）

保育所等に入所している子どもについて、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【開所時間延長促進事業の量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（実人数）	304	298	291	285	280
確保方策					
確保方策（実人数）	304	298	291	285	280
実施園数（箇所）	3	3	3	3	3

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
小学1～3年生	230	213	222	204	193
小学4～6年生	39	47	39	45	40
量の見込み合計	269	260	261	249	233
確保方策					
佐々学童	45	45	45	45	45
口石学童	135	135	135	135	135
民間施設学童	90	90	90	90	90
確保方策合計	270	270	270	270	270

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の入院や育児疲れなどにより、一時的に養育困難となった児童について、児童福祉施設等で保護者に代わって一定期間必要な保護を行う事業です。18歳未満の子どもが対象となっています。

【子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	2	2	2	2	2
確保方策					
利用人数	2	2	2	2	2

4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

佐々町では、「ぷくぷくクラブ」（開所日：火・水・金曜日）を総合福祉センターに開設し、佐々町在住の未就学児で、子育て中の家族の方なら誰でも利用できる体制を整えています。

【地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
確保方策					
利用人数	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400

5) 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の用事や、短期就労などの際に、昼間一時的に未就学児を預かる事業です。幼稚園や認定こども園の在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業中等に当該幼稚園や認定こども園で保育を行っていきます。保護者のニーズに沿った一時的な預かりによる必要な保育量を確保します。

【一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（延べ人数）	10,278	10,452	10,296	9,955	9,955
確保方策					
確保方策（延べ人数）	10,278	10,452	10,296	9,955	9,955
うち、他市町での受入（延べ人数）	1,769	1,799	1,772	1,713	1,713
町内実施園数（箇所）	1	1	1	1	1

6) 一時預かり事業（保育所や認定こども園による保育を受けていないこどもの一時預かり（ありす））

保護者の用事や、短期就労などの際に、昼間一時的に未就学児を預かる事業です。佐々町では、日頃、保育所や認定こども園による保育を受けていないこどもの一時預かりを行う施設「ありす」を総合福祉センターに開設しています。保護者のニーズに沿った一時的な預かりによる必要な保育量を確保します。

【一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	155	155	155	155	155
確保方策					
利用人数	155	155	155	155	155

7) 病児・病後児保育事業

病後の回復期にあるこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、町内保育所等で預かる事業を行っていきます。

また、近隣市町と協力し、本町の病児・病後児を近隣市町の保育所等に預けることを可能とする、西九州させば広域都市圏連携事業を行っていきます

【病後児保育事業の量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（延べ人数）	109	111	110	106	106
確保方策					
確保方策（延べ人数）	109	111	110	106	106
うち、他市町での受入（延べ人数）	46	47	46	45	45
町内実施園数（箇所）	2	2	2	2	2

8) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育や保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業をこども家庭センターで行います。

【利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
設置数	1	1	1	1	1
確保方策					
設置数	1	1	1	1	1

9) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に面談やアンケートを実施することにより、妊婦等の心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	150	150	150	150	150
確保方策					
利用人数	150	150	150	150	150

10) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

生後6か月から3歳未満の未就園のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、保育所などの施設で一定時間までの預かりを行う事業です。

【乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（人）	11	11	11	11	11
確保方策					
確保方策（人）	11	11	11	11	11
実施園数（箇所）	1	1	1	1	1

11) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。実施は、施設において日中、来所した利用者を実施する「日帰り（デイサービス）型」、担当者が利用者の自宅に赴く「居宅訪問（アウトリーチ）型」があります。

【産後ケア事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	108	108	108	108	108
確保方策					
利用人数	108	108	108	108	108

12) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、母子健康手帳発行時に健康診査受診票を発行し、医療機関において健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【妊婦健康診査の量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
確保方策					
利用人数	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430

13) 産婦健康診査

産後2週間、1か月等、産後間もない産婦に対する健康診査に係る費用を助成し、産後の初期段階における支援を行う事業です。

【産婦健康診査の量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	260	260	260	260	260
確保方策					
利用人数	260	260	260	260	260

14) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳幼児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境等の把握を行う事業です。

【乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
訪問人数	130	130	130	130	130
確保方策					
訪問人数	130	130	130	130	130

15) 養育支援訪問事業

さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【養育支援訪問事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
訪問人数	60	60	60	60	60
確保方策					
訪問人数	60	60	60	60	60

16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育や保育の各施設によっては、教育や保育に必要な物品について、保育料以外に実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があります。

本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育や保育施設等に対して保護者が負担する副食費を助成する事業です。

【実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	1	1	1	1	1
確保方策					
利用人数	1	1	1	1	1

參考資料

1 佐々町子ども・子育て会議答申

令和7年3月17日

佐々町長職務代理者 佐々町副町長 中村 義治 様

佐々町子ども・子育て会議
会長 滝川 由香里

佐々町こども計画の策定について（答申）

令和6年12月19日付けで諮問がありました標記の件につきまして、本会議において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、計画に掲げる諸施策の推進にあたっては、下記の事項に配慮し、各施策を着実に実行いただくよう要望いたします。

記

1. 本計画の推進や今後の事業展開にあたっては、令和5年度に策定された「佐々町保健福祉総合計画」と同様の基本方針として掲げた「ひとりひとりに寄り添う」佐々町モデルのさらなる展開「多様性を喜んで受け入れる“やさしい”まちづくり」「楽しみながら自然に健康になるまちづくり」及び「持続可能な体制・取組みに向けた官民連携」を十分に踏まえ、こども・若者が希望を持ち、安心して笑顔で暮らせる社会の実現に向けて推進していただくよう求めます。
2. こどもやその保護者、若者並びに、こどもの福祉・教育の推進にご尽力されてこられた団体・組織代表の方々の意見を拝聴し、審議を重ねてきました。計画の実施にあたっては、こども・若者の意見を踏まえて実施されますよう要望します。
3. こどもの居場所づくりに関しては、地域住民やボランティア団体の力により確保できている場所もあるが、今後もこども・若者のニーズに応じた居場所づくりに努めていただくことを求めます。
4. こども・若者に関する事業に関しては、必要としている人にしっかりと情報が伝わるよう発信力を強化し、誰一人取り残されることがないように周知することを求めます。

以上

2 佐々町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

	所属団体等	氏名
1 (会長)	学校法人九州文化学園 長崎短期大学 准教授	滝川 由香里
2 (副会長)	佐々町民生委員児童委員協議会 会長	吉永 浩樹
3	佐々町町内会長連絡協議会 会長	水田 秀豪
4	佐々町 PTA 連合会 会長	野田 美咲
5	佐々町障害者相談員	藤田 敦子
6	ぷくぷくクラブ 代表	岩本 ます子
7	社会福祉法人 佐々町社会福祉協議会 事務局長	大瀬 昇
8	社会福祉法人 さざなみ福社会 理事長	大長 光一
9	石小学校 校長	宮本 直樹
10	フリースペースなすな 代表	柳原 佳子

3 計画策定までの流れ

令和6年 8月～12月	計画案作成
令和6年10月28日～ 令和6年11月15日	就学前児童の保護者や小学生、中学生及びその保護者にアンケートを実施
令和6年12月10日～ 令和7年 1月10日	16歳から39歳までを対象に意見を募集
令和6年12月17日	清峰高校の学生と意見交換
令和6年12月19日	第1回 佐々町子ども・子育て会議を実施
	佐々町こども計画の策定について諮問
令和7年 2月 6日	第2回 佐々町子ども・子育て会議を実施
令和7年 2月10日～ 令和7年 2月23日	パブリックコメントを実施
令和7年 3月12日	第3回 佐々町子ども・子育て会議（書面開催）を実施
令和7年 3月17日	佐々町こども計画の策定について答申
令和7年 3月	佐々町こども計画の決定

佐々町こども計画
(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

発行 佐々町

編集 佐々町 住民福祉課

〒857-0392

長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2

TEL：0956-62-2101

FAX：0956-62-3178